

環境負荷軽減型持続的生産支援事業  
(工コ畜事業)  
一問一答集  
令和4年度版

注)一問一答集は随時更新

# 目 次

## I 事業参加者

### 【参加要件】

問1	酪農・肉用牛経営者とは、どのような条件になりますか。	…	1	出荷要件
問2	TMRセンター、機械利用組合などの法人や集団（酪農・肉用牛経営者組織）は、事業参加できますか。	…	1	組織
問3	酪農について、事業年度内に一時的に生乳を出荷していない期間がある場合でも、交付金交付の対象となりますか。	…	1	生乳出荷要件
問4	系統等への生乳出荷がなく、自ら生乳を生産し加工、販売している場合は生乳出荷要件を満たすこととなりますか。また、この場合の確認書類は何が必要ですか。	…	1	生乳出荷要件
問5	夏季期間だけアイスクリームに加工、販売し、他の季節は全量自家消費しているような場合も、生乳出荷要件を満たすこととなりますか。また、自ら生乳を生産し全量を自家消費している場合はどうなりますか。	…	1	生乳出荷要件
問6	肉用牛について、事業実施年度内に出荷・販売実績がない場合は、交付の対象となりませんか。	…	1	肉用牛参加要件
問7	日本短角種やF1等、肉用牛の品種の対象に制限はありますか。	…	1	肉用牛参加要件
問8	本事業に参加する酪農・肉用牛経営者等は、原則として年間を通じて生乳等を出荷することが要件となっていますが、震災等の影響で出荷できない酪農・肉用牛経営者等について、営農再開した場合、年度途中から参加することは可能ですか。	…	2	出荷要件
問9	経営の相続や移譲を行った場合、引き続き事業参加はできますか。	…	2	経営相続
問10	経営の相続や移譲までの間、生乳出荷できなかった場合はどうなりますか。	…	2	経営相続
問11	事業参加者が死亡した場合、交付金は交付されますか。	…	2	経営相続
問12	経営を承継する者がおらず、事業参加者が事業年度中に環境負荷軽減の取組を完了せず死亡した場合、交付金は交付されませんか。	…	2	経営相続
問13	事業参加を申し込む時点で個人経営であった酪農・肉用牛経営者が、交付金を受ける時点で法人経営に移行していた場合、交付金の払込みはどのように行われますか。	…	2	経営移行
問14	新規就農者の取扱いはどうするのですか。	…	3	新規就農
問15	事業実施年度内に離農した酪農・肉用牛経営者に対して、交付金の交付は行われますか。	…	3	離農
問16	飼料作付面積要件（北海道40a/頭、都府県10a/頭）を算出する際、対象牛は何カ月齢からカウントすることになりますか。	…	3	飼料作付面積要件
問17	複合経営の場合、酪農、肉用牛どちらで申請をすればいいですか。	…	3	複合経営
問18	エコ酪において面積要件で事業対象にならなかった酪農経営について、満7か月齢以上の肉用牛が1頭でもいれば肉用牛経営として事業対象になるりますか。	…	3	肉用牛経営
問19	搾乳牛を飼養しておらず乳用牛を育成している農家は、事業参加は可能ですか。	…	3	乳用育成牛

### 【申請データ】

問20	酪農・肉用牛経営者が牛個体識別台帳の届出内容を修正した場合は、修正された頭数が飼養頭数となりますか。	…	4	牛個体識別台帳
問21	生乳出荷者名と牛個体識別データの登録者名は一致しなければなりませんか。	…	4	牛個体識別データ
問22	牛個体識別データを利用するために必要な手続は何ですか。	…	4	牛個体識別データ
問23	牛個体識別データにより対象牛飼養頭数を確認する基準日はいつになりますか。	…	4	牛個体識別データ
問24	これまでエコ酪システムで都道府県協議会等が酪農家に付与してきた経営整理番号は、不要となりますか。	…	4	酪農経営整理番号

### 【集団、組織】

問25	TMRセンター、機械利用組合などの法人や集団（酪農・肉用牛経営者組織）は、事業参加できますか。（再掲）	…	5	組織
問26	TMRセンター等（持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のIの第2の1の（2）の酪農・肉用牛経営者組織）として複数の農家で参加し、個々の酪農・肉用牛経営者がそれぞれ別の環境負荷軽減の取組を実施しましたが、取組要件をクリアできない酪農・肉用牛経営者がいました。この場合、当該TMRセンターの構成員は交付金を受け取れなくなりますか。	…	5	TMRセンター
問27	酪農・肉用牛経営者組織は最低何戸以上（法人の場合出資社員何人以上）必要ですか。	…	5	組織
問28	集団として事業参加する場合には、構成員全員が基準面積の要件を満たしていなければなりませんか。	…	5	集団
問29	集団として事業参加した場合に、環境負荷軽減の取組は、集団として統一した取組を実施しなければなりませんか。構成員それぞれの酪農経営が、別々の取組を実施してもいいですか。	…	5	集団
問30	集団として事業参加した場合、環境負荷軽減の取組については共同の取組と個々の構成員が別々に実施する取組が両方あってもいいですか。	…	5	集団

### 【法令遵守等】

問31	農業環境規範の実践において求められる法令遵守の要件の具体的内容は何ですか。	…	6	農業環境規範
問32	酪農・肉用牛経営者等が事業実施年度に都道府県から文書で家畜排せつ物法に係る指導等を受けた場合は、交付対象外となりますか。	…	6	家畜排せつ物法
問33	水質汚濁防止法等家畜排せつ物法以外の環境法令に一度でも違反している場合は、交付金交付対象になりませんか。	…	6	家畜排せつ物法
問34	家畜排せつ物管理状況はどのように確認するのですか。	…	6	家畜排せつ物法
問35	その他環境法令における罰則の有無の確認はどのように行うのか。	…	6	その他環境法令

## II 飼料作物作付地

### 【飼料作物作付地】

問36	飼料作物作付地、飼料作物作付延べ面積、交付対象面積、経営内の飼料作物作付地等の違いは何ですか。	…	7	飼料作物作付地
問37	飼料作物作付地が、地方農政局等の管轄区域を跨っている場合は、どちらが担当するのですか。	…	7	飼料作物作付地
問38	酪農・肉用牛の複合経営の場合、飼料作物作付面積はどのように算出するのですか。	…	7	複合経営

問39	食用の小麦の収穫後に、秋冬作の飼料作物（イタリアンライグラス、飼料用エン麦等）を作付ける場合は、飼料作物作付地に該当しますか。	…	7	飼料作物
問40	飼料作物の播種と収穫が年度をまたぐ場合、飼料作物作付けとして認め、面積をカウントできますか。	…	7	作付け時期
問41	農地基本台帳等に記載されている面積は、いつの時点のものを飼料作物作付面積として算入するのですか。	…	7	作付け時期
問42	飼料作物（春作）の収穫が既に終わっていて、8月以降に飼料作物作付の確認ができない場合はどうすればいいですか。	…	7	作付け時期
<b>【算入条件】</b>				
問43	農地以外の地目（宅地・山林等）であっても、飼料作物作付面積として算入できますか。	…	8	農地以外の地目
問44	放牧地も飼料作物作付面積として算入できますか。	…	8	放牧地
問45	担保物権となっている土地に飼料作物を作付している場合でも飼料作物作付地として算入できますか。	…	8	担保物件
問46	法人や組織で事業に参加している場合、飼料作物を作付している農用地の所有権（利用権）が、当該法人等ではなく、法人等の構成員の個人名義となっている場合、その農用地は飼料作物作付面積として算入することができますか。また、個人と法人等との間での貸借契約は必要ですか。	…	8	法人等の個人名義
問47	先祖代々からの土地で、飼料作物を作付けている土地があります。土地登記簿には名義が先祖の兄弟の名になっていて、面積は確認できますが、このような土地は自ら所有する農地として飼料作物作付面積に算入できますか。	…	8	先祖の土地
問48	酪農・肉用牛経営者等が市町村や民間会社と生草売買契約や管理委託契約を結び、採草を認められている河川敷・山林原野等には、飼料作物作付面積に算入することができますか。	…	8	河川敷
問49	市町村や民間会社が所有している山林原野等を酪農・肉用牛経営者等が貸借契約により採草地や飼料作付地として利用している場合には、その土地を飼料作物作付面積に算入することができますか。	…	8	山林原野
問50	農地中間管理機構を通して酪農・肉用牛経営者等に貸付けている土地は、飼料作物作付面積として算入できますか。	…	8	農地中間管理機構
問51	草地利用組合等が農用地を所有し、酪農・肉用牛経営者とその組合員となっており、その土地に飼料作物を作付けている場合、酪農・肉用牛経営者はその土地を飼料作物作付面積として算入することができますか。	…	9	草地利用組合
問52	農業委員会の許可を受けていない借入農用地は、いつまでに農業委員会の許可を受ければ、飼料作物作付面積として算入できますか。	…	9	農業委員会
問53	複数の酪農・肉用牛経営者が連名で飼料作物作付地を借り受けている場合、酪農・肉用牛の各経営者の面積はどのように確認すればいいですか。	…	9	複数農家
問54	来年度当初に離農予定のため、事業年度内に農地の売り払いを行ってもいいですか。	…	9	離農
<b>【農作業受託】</b>				
問55	作業の受託契約の期間が事業年度の秋までとなっています。契約期間内に収穫作業まで全て終了していれば問題はありますか。	…	10	農作業受託
問56	受託者が農作業受託面積により飼料作物作付面積にカウントしていながら、委託者も自己所有地として飼料作物作付面積にカウントしていても認められますか。	…	10	農作業受託

- 問57 農作業受委託契約の中で、受託者が行う「基幹的な作業」とは具体的にどのような作業ですか。 … 10 農作業受託
- 問58 基幹的な作業の一部を委託者（耕種農家等）が行う場合、事業の対象となりませんか。 … 10 農作業受託
- 問59 酪農・肉用牛経営者が自己所有地や借地での飼料生産をTMRセンターやコントラクターに委託している場合は飼料作物作付地として認められませんか。 … 10 委託

#### 【二期作】

- 問60 2年3作の作付体系のように、2作目の播種と収穫が年度をまたぎ、収穫が事業実施年度の翌年度になる場合、2作目の面積は飼料作物作付面積として認められますか。（二期作等の2作目は、当該年度内に収穫まで終了しないと、飼料作物作付地として認められないのか。） … 11 二期作
- 問61 二期作等を実施する場合の飼料作物作付面積等の具体的な計算方法を教えてください。（収穫時か、播種時か） … 11 二期作
- 問62 永年牧草の2番草は、飼料作物作付地の面積として算入できますか。 … 11 永年牧草2番草
- 問63 ヒエ（ミレット）の二期作が行われているが、1作目収穫時に種が落ち2作目の播種が必要ありません。ヒエ自体種が落ちやすく、このような作付体系を形成していますが、この場合、2作目について面積カウントしていいですか。 … 11 ヒエ二期作
- 問64 二期作等には二毛作も含まれますか。 … 11 二毛作
- 問65 3作目も飼料作物作付面積としてカウントしてもいいですか。 … 11 3作目
- 問66 多年生飼料作物など、事業実施年度に播種を行わないが収穫が期待できる場合は、その作付地を飼料作物作付面積として算入できますか。 … 11 多年生飼料作物

#### 【契約栽培】

- 問67 「委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地」とは、どのような契約のある飼料作物作付地ですか。 … 12 飼料作物作付地
- 問68 「耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農・肉用牛経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地」とは、どのような契約の対象である飼料作物作付地ですか。 … 12 飼料作物作付地
- 問69 耕種農家等との契約栽培において、「耕種農家等」及び「コントラクター等」の「等」は何を指していますか。 … 12 契約栽培
- 問70 飼料作物作付面積に耕種農家等との契約栽培の面積が含まれる場合は、事業参加申込書に耕種農家等と約したことがわかる書類を添付するものとするがありますが、水田活用の直接支払交付金と重複している場合は、水田活用の直接支払交付金の契約書（利用供給協定書）の写しでいいですか。 … 12 水活重複
- 問71 耕種農家等との契約栽培において、酪農・肉用牛経営者又は耕種農家等が作業をコントラクター等に委託しても事業対象となりますか。またその場合、どのような契約になりますか。 … 12 委託
- 問72 酪農・肉用牛経営者等が交換耕作により、耕種農家の農地に飼料作物を作付ける場合は、基準面積や、交付金の交付対象面積になるか。 … 12 交換耕作

#### 【面積の確認】

- 問73 農作業受託及び耕種農家等との契約栽培の面積は、証拠書類が必要ですか。 … 13 契約栽培面積
- 問74 面積の確認は、GPS、GIS及び航空写真を使ってもいいですか。 … 13 GPS、航空写真



問75	実測ではなく、実測した前作の作付面積（又は過去に実測した作付面積）を活用できますか。	…	13	実測面積
問76	農地基本台帳に記載された面積より実測面積が大きい場合は実測面積で参加申込をしてもいいですか。	…	13	実測面積
問77	経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書や、農業共済の細目書を、飼料作物作付面積を確認するための書類としていいですか。	…	13	確認書類
問78	飼料作物作付状況の確認を行った結果、「事業参加申込書」により酪農・肉用牛経営者等が申告した面積以上に飼料作物が作付けされていた。この場合、当該酪農・肉用牛経営者等に当初設定された飼料作物作付面積を修正することができますか。	…	13	飼料作物作付面積修正
問79	農業委員会で整理している農地基本台帳等に記載されている土地の一部（分筆の一部）で飼料作物が作付けされている場合、面積の確認行為を行うには土地の実測が必要ですか。	…	13	飼料作物作付面積確認
問80	事業参加申込を行った酪農・肉用牛経営者等が、現地確認により基準面積を下回ることが判明した場合はどうするのですか。	…	13	現地確認

### Ⅲ 他事業との重複交付

問81	水田活用の直接支払交付金との重複交付は受けられますか。	…	14	水田活用の直接支払い
問82	水田活用の直接支払交付金の産地交付金と本事業の温室効果ガス排出削減の取組は重なってもいいですか。	…	14	水田活用の直接支払い
問83	日本型直接支払制度における中山間地域等直接支払制度との重複交付は受けられますか。	…	14	中山間地域等直接支払い
問84	エコ畜事業の不耕起栽培を行う場合、草地生産性向上対策事業や難防除雑草対策事業との重複交付は受けられますか。	…	14	草地生産性向上対策事業、難防除雑草対策事業
問85	エコ畜事業の放牧の取組を行う場合、畜産生産力・生産体制強化対策事業の肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）との併用は可能ですか。	…	14	肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）
問86	「A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換」の取組において、耕種農家が水田にとうもろこしの作付けを新たに行い、畜産農家がとうもろこしを収穫し利用した場合、耕種農家は水田活用の直接支払交付金を受け、別途、畜産農家はエコ畜の交付金を受けることが可能ですか。	…	14	水田活用の直接支払い

### Ⅳ 交付金

問87	効率化係数は、どの取組に適用されますか。	…	15	交付金
問88	組織参加の場合、面積区分（効率化係数）はどのように取り扱うのですか。	…	15	面積区分
問89	「A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換」の取組について、青刈りとうもろこしや牧草の重量を図る必要がありますか。	…	15	面積払い
問90	重量を量る場合、水分含量により異なるが、どの時点で計測するのですか。	…	15	飼料重量の計測
問91	発芽不良等により収量が下回った場合でも、単価800円/tで助成するのですか。	…	15	飼料単価
問92	「A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換」の取組について、青刈りとうもろこし等の収量上限を1経営体当たり540トンとしているが、牧草の収量上限はいくらですか。	…	15	交付金上限
問93	「A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換」の取組について、耕種農家と契約し、青刈りとうもろこし等と牧草の両方を生産してもらった場合、上限額はどのようになりますか。	…	15	交付金上限

## V 温室効果ガス排出削減の取組

- 問94 実施計画の取組計画が未達成だと、要件をクリアしていると認められませんか。 … 16 実施計画
- 問95 デントコーン・ソルガム等にはどのような作物が含まれますか。 … 16 飼料作物
- 問96 温室効果ガス排出削減の取組に関する現地確認方法で、写真を番地ごとに撮る必要はありますか。事業名や番地等を記載した看板で番地等を証明する必要がりますか。 … 16 確認書類

### 【A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換】

- 問97 どのような取組をすればいいのですか。 … 17 取組内容
- 問98 交付対象期間の考え方を教えてください。 … 17 交付期間
- 問99 耕種農家と供給契約を結ばなければなりません。 … 17 供給契約
- 問100 複数年の供給契約とは、どのくらいの期間で締結する必要がありますか。 … 17 供給契約年数
- 問101 交付期間の途中で水稻等の作付けを行った場合は、交付金は打ち切りとありますが、例えば1年目転作（牧草）、2年目牧草、3年目水稻、4年目転作（牧草）、5年目牧草を作付けした場合、交付対象はどうなりますか。 … 17 交付打ち切り
- 問102 取組面積が減少した場合は、どのような取扱いとなりますか。 … 17 取組面積減少
- 問103 交付期間の途中で取組面積を拡大した場合、拡大した部分は、そこから5年間交付金が交付されますか。 … 17 取組面積拡大
- 問104 耕種農家等が前年に水田活用直接支払交付金の交付を受けていた場合は、交付の対象となりませんか。 … 17 水田活用直接支払い交付金
- 問105 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田はどのようにして確認するのですか。 … 17 水田活用直接支払い交付金
- 問106 ブロックローテーション等、転作する場所が年度によって異なってもいいのですか。 … 17 ブロックローテーション
- 問107 青刈りとうもろこし等の「等」とはどのような作物が含まれますか。 … 18 青刈りとうもろこし
- 問108 輸入飼料購入量の削減は、どのくらい必要ですか。 … 18 輸入飼料削減量
- 問109 輸入飼料を利用していない農家が自給飼料の面積を増加させる場合は対象となりますか。 … 18 輸入飼料削減量
- 問110 「耕種農家と供給契約を締結し、水田で作付けする作物を水稻等から青刈りとうもろこしや牧草に転換」とありますが、水稻等の「等」とは具体的に何を指すのですか。 … 18 水稻等
- 問111 稲WCS収穫後、すぐに青刈りとうもろこしを播種し栽培する場合、水田における青刈りとうもろこしの生産拡大の取組として補助対象となりますか。 … 18 裏作
- 問112 青刈りとうもろこし等と単年性牧草の2毛作での契約の場合両作物で交付金が交付されるのですか。 … 18 2毛作、2期作の2作目

### 【B. 飼料生産等の係る温室効果ガス排出削減】

- 問113 エコ酪事業との違いは何ですか。 … 19 変更内容

### 【基本1. 放牧の実施】

- 問114 エコ酪事業との違いは何ですか。 … 19 変更内容
- 問115 放牧の定義は何ですか。 … 19 放牧定義
- 問116 全ての牛を放牧しないといけないのですか。 … 19 放牧要件

問117	満7か月齢以前から放牧した場合は、どこから放牧日数にカウントして1頭当たりの放牧日数を算出するのですか。	…	19	放牧日数
問118	預託した牛の頭数や放牧日数はどのように確認するのですか。	…	19	放牧日数
問119	酪農の場合、経産牛を舎飼、乳用後継牛を公共牧場に預託した場合、乳用後継牛のみで放牧日数90日以上を実施すればいいのですか。	…	19	放牧日数
問120	預託時において、一時的に所有権が移転する場合も対象となるのですか。	…	19	預託
問121	酪農・肉用牛経営者間で預託する場合はどちらの取組としてカウントするのですか。	…	19	預託
問122	公共牧場に牛の放牧預託を行った場合は事業対象となりますか。	…	20	公共牧場預託
問123	搾乳牛を飼養しておらず乳用牛を育成する農家が、放牧の取組を行う場合は、120日/頭の要件を満たす必要がありますか。	…	20	乳用育成牛

### 【基本2. 飼料作物の不耕起栽培】

問124	エコ酪事業との違いは何ですか。	…	21	変更内容
問125	不耕起栽培の実施において、単年生飼料作物の5割以上及び永年生飼料作物の1割以上とあるが、両方を作付けているときは、両方ともそれを満たす必要があるという意味ですか。また、片方のみ栽培する場合は、いずれか一方を満たせばよいのですか。	…	21	不耕起栽培要件
問126	事業実施年度内の秋に、デントコーンを収穫した後に飼料用麦などを不耕起栽培しても、要件を満たしていることとなりますか。	…	21	不耕起栽培要件
問127	「不耕起栽培」とは何ですか。	…	21	不耕起栽培定義
問128	15センチ位のプラウ作業をした後、ツメ、ロータリー、ディスクによる整地作業をすることは、不耕起栽培として認められますか。	…	21	不耕起栽培定義
問129	「簡易更新」とは何ですか。	…	21	簡易更新
問130	取組メニューを不耕起栽培に変更する場合、前年の作物収穫後に耕起したとしても事業実施年度に不耕起栽培を行えば対象となりますか。	…	21	時期
問131	耕起していないという証明のため、各圃場の写真を残しておく必要はありますか。	…	21	記録
問132	不耕起栽培を飼料作物作付面積の5割以上で取り組む場合、二期作、二毛作の2作目も含みますか。	…	21	不耕起栽培面積

### 【基本3. 消化液の利用】

問133	エコ酪事業との違いは何ですか。	…	22	変更内容
問134	メタン発酵処理施設の消化液について、外部から購入した消化液の利用でも認められますか。	…	22	外部購入
問135	消化液利用の使用条件はありますか。施肥設計等は必要ですか。	…	22	使用条件
問136	消化液を農地還元するにあたり、他に選択できるメニューはありますか。	…	22	農地還元
問137	消化液を土中施用した場合、2つの取組をクリアしたと見なしていいのですか。	…	22	消化液の土中施用

### 【基本4. 化学肥料利用量の削減】

問138	エコ酪事業との違いは何ですか。	…	23	変更内容
------	-----------------	---	----	------



問139	化学肥料以外に使用できる市販されている肥料は、どのようなものがありますか。	…	23	化学肥料種類
問140	草地更新をした面積は、やむを得ず化学肥料を使用する場合の2割から除外されますか。	…	23	草地更新
問141	簡易更新は草地更新に含まれますか。	…	23	簡易更新
問142	「やむを得ず化学肥料を使用する場合」とはどのようなことですか。	…	23	化学肥料使用条件
問143	やむを得ず化学肥料を使用する場合の普及員の助言については、全ての事業参加者の相談に対応することは難しいことから、例えばJA等の地域の関係者が参画し、営農技術等の打合せを行う場でJAから営農技術の相談があった際に、普及員から基本的な営農技術として助言等を行う場合、「化学肥料の使用がやむを得ない場合」とみなしていいですか。	…	23	化学肥料使用条件
問144	化学肥料の削減の基準となる地域の慣行基準とはどのようなものですか。	…	23	慣行基準
問145	慣行基準の公表や、化学肥料使用量の削減方法の公表はどのように行うのですか。	…	23	慣行基準
問146	既に慣行基準や削減方法を定めている場合は、それを用いてもいいですか。	…	23	慣行基準
問147	デントコーン等で取組を行っている場合において、無化学肥料に取り組んでも慣行基準の準備が必要ですか。	…	23	慣行基準

#### 【特認1. 国産副産物の利用促進】

問148	エコ酪事業との違いは何ですか。	…	24	変更内容
問149	副産物とはどのようなものを想定しているのですか。	…	24	副産物
問150	土壌改良材について散布量に規定はありますか。	…	24	土壌改良材
問151	土壌分析はどのような項目を分析すればいいのですか。	…	24	土壌分析項目
問152	都道府県知事による計量証明事業者の登録を受けていない者が土壌分析を行っても構いませんか。	…	24	土壌分析
問153	どのような場合に、計量証明事業者の登録を受けていない者による土壌分析での対応が可能ですか。	…	24	土壌分析
問154	計量証明事業者の登録を受けていない者が発行した土壌分析結果報告書等に、濃度の分析値の記載があった場合、確認書類としていいですか。	…	24	土壌分析報告書
問155	以前に提出された土壌分析結果報告書の取扱いはどうなるのですか。	…	24	土壌分析報告書
問156	牧草以外の飼料作物の作付地での散布は認められないのですか。	…	24	牧草以外
問157	施肥設計に基づき散布した結果、散布対象面積が飼料作物作付地の面積の2割未満となった場合、取組を実施したと認められますか。	…	25	散布面積
問158	魚粕と牛糞を混ぜて製造した肥料を施肥することは、本取組として認められますか。	…	25	魚粕と牛糞
問159	不整形野菜については、耕種農家は農協等による共同選別出荷がほとんどなので、個別に耕種農家との契約ができないが、選果場から入手してもいいですか。	…	25	不整形野菜
問160	不整形野菜を耕種農家等と直接契約した場合、年間12トンの確認方法はどのように行うのですか。	…	25	不整形野菜

問161	飼料原料として利用する場合の国産副産物の対象とならない一次加工の基準は何ですか。	… 25	一次加工
問162	町の小規模の豆腐屋等を除き、焼酎粕や醤油粕等は、自社の子会社等を通じて販売しており、直接販売されていることは稀です。本事業の要件が国産副産物利用の実態に合っていないのではないですか。	… 25	一次加工
問163	国産農産物に限定し、排出元が全く加工せず、酪農家が直接購入し給与する、というのは現実的ではありません。排出元における「腐敗防止等の一次処理」を認められませんか。	… 25	一次加工
問164	複合経営者が野菜等の残さを自家利用する場合は、取組を行ったと認められますか。	… 25	一次加工
問165	飼料用として副産物を利用する場合、取組実施の確認に際しどのような書類が必要ですか。(副産物の写真、購入伝票、飼料設計に関する文書など)	… 25	確認書類

### 【特認2. スラリー等の土中施用】

問166	エコ酪事業との違いは何ですか。	… 26	変更内容
問167	スラリー等とは何ですか。	… 26	スラリー定義
問168	土中施用とは何ですか。	… 26	土中施用定義
問169	スラリー等の散布の時期と作付けの関係はどうなりますか。	… 26	散布時期

### 【特認3. 農薬使用量の削減】

問170	エコ酪事業との違いは何ですか。	… 27	変更内容
問171	無農薬栽培とは何ですか。	… 27	無農薬栽培定義
問172	無農薬の取組はどのように確認すればいいですか。	… 27	確認書類
問173	草地更新をした面積は、やむを得ず農薬を使用する場合の2割から除外されるますか。	… 27	草地更新
問174	簡易更新は草地更新に含まれるますか。	… 27	簡易更新
問176	「やむを得ず農薬を使用する場合」はどのようなことですか。	… 27	農薬使用条件
問177	やむを得ず農薬を使用する場合の普及員の助言については、全ての事業参加者の相談に対応することは難しいことから、例えばJA等の地域の関係者が参画し、営農技術等の打合せを行う場でJAから営農技術の相談があった際に、普及員から基本的な営農技術として助言等を行う場合、「農薬の使用がやむを得ない場合」とみなしていいですか。	… 27	農薬使用条件
問178	農薬は種類に関係なく全く使ってはダメなのですか。	… 27	農薬種類
問179	農薬使用量の削減の基準となる地域の慣行基準とはどういうものですか。	… 27	慣行基準
問180	慣行基準の公表や、農薬使用量の削減方法の公表はどのように行うのですか。	… 27	慣行基準
問181	既に慣行基準や削減方法を定めている場合は、それをういてもいいですか。	… 28	慣行基準
問182	農薬の慣行基準を有効成分の使用回数で設定している場合はどのように扱えばよいのですか。	… 28	慣行基準
問183	散布する面積を減らすことで3割程度以上削減としてもいいですか。	… 28	農薬散布面積
問184	農薬の使用量に幅がある場合は、どのようにすればいいのですか。	… 28	農薬削減方法

- 問185 デントコーン等で取組を行っている場合において、無農薬栽培に取り組んでいても慣行基準の準備が必要ですか。 … 28 慣行基準
- 問186 無農薬であることを作業日誌等に記録し、確認することとなっていますが、栽培履歴（OCR 帳票等）への記録でもいいですか。 … 28 栽培履歴

#### 【特認4. 草地のピンポイント更新技術の活用】

- 問187 飼料作物作付面積の2割以上を解析とありますが、解析は具体的にどのようなものですか。 … 29 植生解析
- 問188 ドローンを活用した植生解析を飼料作物作付面積の2割以上で実施しましたが、分析の結果、除草面積は飼料作物作付面積は2割未満となりました。この場合の交付対象面積はどのようなのですか。 … 29 ピンポイント要件
- 問189 ドローン等による植生解析は、自身で行わなければなりません。 … 29 植生解析
- 問190 「ドローン等」の「等」は何を想定していますか。 … 29 ドローン等
- 問191 ピンポイント除草や施肥は、ドローンを活用しなければなりません。 … 29 ピンポイント要件

#### 【C. 有機飼料の生産】

- 問193 エコ酪事業との違いは何ですか。 … 30 変更内容
- 問194 有機飼料生産の取組についての現地確認においては、認証機関が証する書類の他に確認すべきことはありますか。 … 30 確認書類
- 問195 申請後、事業実施年度内に有機JASの認証が受けられれば交付対象となりますか。 … 30 有機JAS認証
- 問196 いつの時点の書類を確認すればいいですか。 … 30 確認書類

#### 【D. 不飽和脂肪酸カルシウムの給与】

- 問198 エコ酪事業との違いは何ですか。 … 31 変更内容
- 問199 脂肪酸カルシウムを主成分とする飼料とはどのようなものですか。 … 31 脂肪酸カルシウム飼料
- 問200 全ての経産牛に年間10kg以上給与する必要がありますか。導入や淘汰により10kg以上給与できていない牛がいた場合は対象にならないのですか。 … 31 給与量
- 問201 1頭ずつの給与量を確認する必要がありますか。 … 31 給与量
- 問202 TMRとして脂肪酸カルシウムを配合した飼料を給与しても対象になりますか。 … 31 TMR
- 問203 給与計画はどのように作成すればいいですか。 … 31 給与計画
- 問204 給与計画はいつまでに作成すればいいのですか。 … 31 給与計画
- 問205 事業年度の途中で給与計画を変更してもいいですか。 … 31 給与計画
- 問206 不飽和脂肪酸カルシウムの給与を酪農のみで対象としている理由は何ですか。 … 32 不飽和脂肪酸Ca

#### VI 事業申請手続き

- 問208 申請者は申請先を選択できますか。 … 33 申請先
- 問209 電子申請において、パソコン環境がないなどの理由で、農家がeMAFFを使えない場合はどのようにするのですか。 … 33 電子申請

問210	事業参加申込書が届く前に家畜改良センターに対象牛となる頭数等の照会をかけてもいいですか。	… 33	参加申込書
問211	交付金の振込口座名義と事業参加者の名義は一致しなければなりませんか。	… 33	名義
問212	申請内容に変更があった場合、どのような手続きを行えばいいですか。	… 33	変更手続き
問213	直接申請の場合、酪農経営整理番号の付与をどうすればよいですか。	… 33	経営者ID
問214	書類申請は可能ですか。	… 33	書類申請

## VII 事業実施体制

問216	エコ酪事業からの事業実施体制に変更はありますか。	… 34	実施体制
問217	都道府県協議会等から農協等へ事務委託する理由は何ですか。	… 34	事務委託
問218	都道府県協議会が農協等へ委託する事務の内容は何ですか。	… 34	事務委託
問219	都道府県協議会の構成員、事務局はどのようなものですか。	… 34	協議会
問220	都道府県協議会を設立する際には、地方農政局等に対して設立の承認申請をする必要がありますか。	… 34	協議会
問221	都道府県協議会で備えるべき規程は何ですか。	… 34	協議会の規定
問222	都道府県協議会の規程を定める際や変更する際には、地方農政局長等に対して変更の承認申請をする必要がありますか。	… 34	協議会の規定
問223	新たに都道府県協議会を設立するのではなく、他の既存の協議会を活用してもいいですか。	… 34	協議会
問224	持続的生産強化対策事業実施要綱別紙10のIの第6の1の(3)により都道府県協議会が都道府県知事と参加申込書総括表をもって協議する理由は何ですか。	… 35	協議会
問225	県協議は引き続き行うのですか。直接申請分については農政局で総括表を作成して県に協議を依頼するのですか。	… 35	協議
問226	農政局等による事後確認は、どのような場合を想定しているのですか。	… 35	事後確認

環境負荷軽減型持続的生産支援事業Q&A

番号	問い	答え	備考
<b>I 事業参加者</b>			
<b>【参加要件】</b>			
問1 新	酪農・肉用牛経営者とは、どのような条件になりますか。	環境負荷軽減型持続的生産支援事業（以下「エコ畜事業」という。）への参加者は、酪農・肉用牛経営を行っていることが必要となります。 そのため、酪農経営者は、自らが生産した生乳を、原則として事業実施年度に年間を通して出荷実績が必要です。 肉用牛経営者については、原則として事業実施年度に牛の出荷・販売実績が必要です。	出荷要件
問2	TMRセンター、機械利用組合などの法人や集団（酪農・肉用牛経営者組織）は、事業参加できますか。	持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のIの第2の1の（2）に規定するとおり、以下の要件を満たせば、事業参加ができます。 （1）法人にあつては、農地法第2条第3項に規定する農地保有適格法人であること。 （2）集団にあつては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、堆肥の生産、散布又はその他環境負荷軽減に配慮した酪農経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。 ア 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項 イ 集団の運営及び構成員の役割に関する事項 ウ 集団の会計処理に関する事項	組織
問3	酪農について、事業年度内に一時的に生乳を出荷していない期間がある場合でも、交付金交付の対象となりますか。	事業実施年度内に年間を通して出荷することが原則です。 但し、災害や行政指導、機材トラブル等によりやむを得ず一時的に出荷できない場合において、各原因が解消した後に速やかに生乳出荷を再開する場合は交付金交付の対象となります。この場合、出荷できない状況が分かる罹災証明書、指導書、写真などの資料を保存して下さい。 なお、再開については、再開が確実に認められる場合も対象となります。	生乳出荷要件
問4	系統等への生乳出荷がなく、自ら生乳を生産し加工、販売している場合は生乳出荷要件を満たすこととなりますか。また、この場合の確認書類は何か必要ですか。	生乳出荷要件は、満たします。この場合の確認書類は、客観的に販売用としての生産・加工が証明できない状況であれば、確定申告に使用した記録等により生乳生産及び乳製品加工・販売の実績により確認を行います。	生乳出荷要件
問5	夏季期間だけアイスクリームに加工、販売し、他の季節は全量自家消費しているような場合も、生乳出荷要件を満たすこととなりますか。また、自ら生乳を生産し全量を自家消費している場合はどうなりますか。	自家消費は出荷とは認められないため、いずれの場合も出荷要件は満たさないこととなります。但し、年間を通じて販売用アイスクリーム等を生産・加工していれば出荷要件は満たすこととなります。	生乳出荷要件
問6 新	肉用牛について、事業実施年度内に出荷・販売実績がない場合は、交付の対象となりませんか。	事業実施年度内に肉用牛の出荷・販売実績が認められない場合は、原則として交付の対象にはなりません。また、年度途中で新規就農した場合は、その後出荷・販売の実績があったとしても、交付の対象にはなりません（相続、後継者等の場合を除く（問7、問12参照））。	肉用牛参加要件
問7 新	日本短角種やF1等、肉用牛の品種の対象に制限はありますか。	制限はありません。環境への影響度合いを考慮し、肉用牛については、満7か月齢以上を対象月齢としています。 （7か月齢の時点で繁殖牛と肥育牛とを事実上分けることが困難なため、肉用牛全体として月齢を設定しています。）	肉用牛参加要件



番号	問い	答え	備考
問8	本事業に参加する酪農・肉用牛経営者等は、原則として年間を通じて生乳等を出荷することが要件となっていますが、震災等の影響で出荷できない酪農・肉用牛経営者等について、営農再開した場合、年度途中から参加することは可能ですか。	都道府県又は市町村が、震災等の影響で出荷できなかった酪農・肉用牛経営者等について、震災等の影響であることを証明し、影響が無くなった後に出荷していることで、事業参加は可能とします。	出荷要件
問9	経営の相続や移譲を行った場合、引き続き事業参加はできますか。	事業参加者から相続や移譲された酪農・肉用牛の経営者については、相続や移譲までに事業参加者が行った本事業に係る手続や取組内容等を引き継ぎ、事業に引き続き継続参加ができます。なお、経営の相続や譲渡等により、引き続き事業参加する者については、相続等の事由が発生した後、速やかに名義変更等、提出書類の変更を申し出る必要があります。 ただし、既存の牧場による吸収や事業の一部のみを継承する等、同一の経営と見なせない場合については、本事業に係る手続や取組内容等を引き継がず、新たに参加することとなります。	経営相続
問10	経営の相続や移譲までの間、生乳出荷できなかった場合はどうなるりますか。	一時的に、飼養牛を他の経営に預けるなど、生乳等の出荷を中断した場合であっても、経営の相続や移譲を目指して手続を進めている旨を都道府県協議会を經由して農政局長等に申し出るとともに、経営の相続や譲渡後に生乳等の出荷が再開されたことを確認できれば、相続や移譲までに事業参加者が行った本事業に係る手続や取組内容等を引き継ぎ、引き続き事業参加は可能です。	経営相続
問11	事業参加者が死亡した場合、交付金は交付されますか。	事業参加者の酪農・肉用牛経営者の相続、移譲等をした場合は、相続、移譲等を受けた者が引き続き事業に参加できます。 事業参加者の酪農・肉用牛経営者の相続、移譲等が困難な場合は、事業参加申込者が存命の間、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの第2に掲げる交付要件を全て満たしていることを前提として、事業参加申込者の相続人が交付金の交付を受けることができます。この場合、生乳等の出荷については、事業参加申込者の存命の間の出荷が要件となります。この手続を行う場合は、事業参加申込者の交付金の交付の継承に関する申出書（持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの別添11）に、事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、事業参加申込者が死亡したことを確認出来る書類、相続人本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、相続人の交付金交付先情報（持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの別添11-①）を添付して、事業参加申込者死亡後、速やかに都道府県協議会等を経由し地方農政局長等に申し出して下さい。	経営相続
問12	経営を承継する者がおらず、事業参加者が事業年度中に環境負荷軽減の取組を完了せず死亡した場合、交付金は交付されませんか。	事業参加者が存命の間、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの第2に掲げる交付要件を全て満たしていることを前提として、事業参加申込者の相続人が交付金の交付を受けることができます。 なお、温室効果ガス排出削減の取組については、取組が完了していなくても、存命の間、取り組んでいたことがわかる証拠を提示することで要件を満たします。	経営相続
問13	事業参加を申し込む時点で個人経営であった酪農・肉用牛経営者が、交付金を受ける時点で法人経営に移行していた場合、交付金の払込みはどのように行われますか。	事業参加申込者と交付金交付者が異なる場合は、持続的生産強化事業実施要領別紙10のⅠの別添9-①により速やかに地方農政局等へ報告し、同一人物であることを明確にしておく必要があります。名義変更を怠ると、交付金が交付対象者へ正確に交付されないおそれがあるので注意して下さい。	経営移行

番号	問い	答え	備考
問14	新規就農者の取扱いはどうするのですか。	事業年度の4月1日時点で就農しており、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの第2の要件をクリアできれば、当該年度の事業に参加することができます。 なお、後継者が経営や取組内容をそのまま引き継いだ場合は、事業年度の途中の就農であっても事業を引き継いで参加することができます。この場合の後継者は、第三者継承等により新規就農した者を含みます。(問7参照)	新規就農
問15	事業実施年度内に離農した酪農・肉用牛経営者に対して、交付金の交付は行われますか。	本事業は、持続的な酪農・肉用牛経営を図る上で温室効果ガス排出削減に取り組むことを目的とした事業であることから、事業実施年度内に離農した酪農・肉用牛経営者については、交付金交付の対象とはなりません。 ただし、事業参加者が死亡した場合に限り、経営の相続、移譲等が困難な場合は、事業参加申込者が持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの第2に掲げる交付要件を全て満たしていることを前提として、事業参加申込者の相続人が交付金の交付を受けることができます。この場合、生乳等の出荷については、事業参加申込者の存命の間の出荷が要件となります。(問9参照)	離農
問16 新	飼料作付面積要件（北海道40a/頭、都府県10a/頭）を算出する際、対象牛は何カ月齢からカウントすることになりますか。	飼料作付面積要件を算出する場合の対象牛は、4月1日時点において、酪農は満27カ月齢以上、肉用牛は満7か月齢以上の飼養頭数で算出して下さい。	飼料作付面積要件
問17 新	複合経営の場合、酪農、肉用牛どちらで申請をすればいいですか。	複合経営の場合、経営を酪農と肉用牛に分離し、それぞれで申請することが可能です。その場合、飼料生産するほ場、生産した飼料についても、しっかりと分けて取り扱う必要があります。併せてトレサ上で申請者の飼養頭数が確認できることが必要となります。 経営を分離できない場合は、搾乳牛がいる場合は酪農経営として、搾乳牛がいない場合は肉用牛経営として取り扱うこととします。	複合経営
問18 新	エコ酪において面積要件で事業対象にならなかった酪農経営について、満7か月齢以上の肉用牛が1頭でもいれば肉牛経営として事業対象になりますか。	1頭当たりの面積要件（肉用牛の場合、満7か月齢以上を対象）をクリアしていれば、肉用牛経営として事業の対象となります。その場合、事業要件は肉用牛経営の扱いとなるので、例えば温室効果ガス排出削減の取組（Bの取組）については、酪農の特認メニューの取組は選択できず、また、1経営体当たり10haが上限となります。(問17参照)	肉用牛経営
問19 新	搾乳牛を飼養しておらず乳用牛を育成している農家は、事業参加は可能ですか。	酪農経営者については、搾乳牛を飼養していること（月齢満27か月齢以上、通年生乳出荷があること）が事業の参加要件となります。搾乳牛がおらず乳用育成牛のみを飼養している経営者については、育成牛は搾乳牛と比べ温室効果ガス排出量が少ないこと、出荷先が酪農向けなのか肥育向けかが判断できないことから、肉用牛経営者と同様の扱いとします。	乳用育成牛

番号	問い	答え	備考
<b>【申請データ】</b>			
問20	酪農・肉用牛経営者が牛個体識別台帳の届出内容を修正した場合は、修正された頭数が飼養頭数となりますか。	地方農政局等より牛個体識別全国データベースの利用請求を受けた（独）家畜改良センターが、同データベースから該当情報を抽出した時点の記録頭数をもって飼養頭数とするため、酪農・肉用牛経営者等においては、個体識別台帳の内容に誤りがないように、正確な届出を行って下さい。	牛個体識別台帳
問21	生乳出荷者名と牛個体識別データの登録者名は一致しなければなりませんか。	牛個体識別データの登録者が生乳出荷者と同一の経営に従事している場合（家族、法人の構成員等）は問題はありません。 また、統一経営内に牛個体識別データの登録者が複数いる場合は全員の登録頭数の合計が経営の飼養頭数となります。	牛個体識別データ
問22	牛個体識別データを利用するために必要な手続は何ですか。	地方農政局等は、都道府県協議会等から事業参加申込書の提出がなされた後、管内酪農・肉用牛経営者毎の氏名、住所及び牛個体識別に係る管理者等コード番号をまとめて「牛個体識別全国データベース利用請求書」とともに、独立行政法人家畜改良センターへ提出する必要があります。なお、申込書提出前であっても申請者からの同意書の提出があれば事前に対象牛頭数等の照会をかけても構いません。	牛個体識別データ
問23	牛個体識別データにより対象牛飼養頭数を確認する基準日はいつになりますか。	事業の対象となる牛の飼養頭数は、牛個体識別台帳に記録されている4月1日現在の頭数が基準となります。	牛個体識別データ
問24	これまでエコ酪システムで都道府県協議会等が酪農家に付与してきた経営整理番号は、不要となりますか。	eMAFFにおける電子申請の際は、個人ごとに経営者IDを取得する必要があり、その経営者IDで経営者情報を整理することとなるため、都道府県協議会等が申請者に付与してきた経営整理番号は不要となります。なお、経営者IDは、eMAFF共通のIDであり、翌年度以降も同じIDを用いることとなります。	酪農経営整理番号

番号	問い	答え	備考
<b>【集団、組織】</b>			
問25	TMRセンター、機械利用組合などの法人や集団（酪農・肉用牛経営者組織）は、事業参加できますか。（再掲）	組織として参加するためには、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のIの第2の1の（2）に規定するとおり、以下の要件を満たせば、事業参加できます。 （1）法人にあっては、農地法第2条第3項に規定する農地保有適格法人であること。 （2）集団にあっては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、堆肥の生産、散布又はその他環境負荷軽減に配慮した酪農経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。 ア 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項 イ 集団の運営及び構成員の役割に関する事項 ウ 集団の会計処理に関する事項	組織
問26	TMRセンター等（持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のIの第2の1の（2）の酪農・肉用牛経営者組織）として複数の農家で参加し、個々の酪農・肉用牛経営者がそれぞれ別の環境負荷軽減の取組を実施しましたが、取組要件をクリアできない酪農・肉用牛経営者がいました。この場合、当該TMRセンターの構成員は交付金を受け取れなくなりますか。	取組要件をクリアできない酪農・肉用牛経営者分を除いた交付金を受け取ることができます。ただし、取組要件をクリアした酪農・肉用牛経営者のみでは基準面積をクリアできない場合は、当該TMRセンターは事業の対象外となり、交付金が交付されません。 なお、TMRセンターに作業を委託した作付地についても、個々の酪農・肉用牛経営者ごとに申請した場合は、自ら所有する部分を対象とした交付金を受けることができます。	TMRセンター
問27	酪農・肉用牛経営者組織は最低何戸以上（法人の場合出資社員何人以上）必要ですか。	特に最低何戸以上という要件はありませんが、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のIの第2の1の（2）にあるとおり、法人にあっては、農地法第2条第3項に規定する農地保有適格法人であること、また、集団にあっては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、堆肥の生産、散布又はその他環境負荷軽減に配慮した酪農経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していることが必要です。 （1）集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項 （2）集団の運営及び構成員の役割に関する事項 （3）集団の会計処理に関する事項	組織
問28	集団として事業参加する場合には、構成員全員が基準面積の要件を満たしていなければなりませんか。	構成員が単独では基準面積の要件を満たしていない場合であっても、各構成員及び当該集団の飼料作物作付面積の合計を各構成員及び当該集団の事業対象牛頭数の合計で除して得た面積が基準面積以上であれば、要件を満たすこととなります。	集団
問29	集団として事業参加した場合に、環境負荷軽減の取組は、集団として統一した取組を実施しなければなりませんか。構成員それぞれの酪農経営が、別々の取組を実施してもいいですか。	集団として共同で同じ取組を行っても、個々の構成員がそれぞれ別の取組を行っても構いません。	集団
問30	集団として事業参加した場合、環境負荷軽減の取組については共同の取組と個々の構成員が別々に実施する取組が両方あってもいいですか。	環境負荷軽減の取組は、全ての構成員が共同で実施する取組と個々の構成員が別々に実施する取組が両方あっても構いません。ただし、それぞれの構成員は共同の取組と構成員ごとの取組を合わせて2つ以上の取組を実施することが必要となります。	集団

番号	問い	答え	備考
<b>【法令遵守等】</b>			
問31	農業環境規範の実践において求められる法令遵守の要件の具体的内容は何か。	以下の要件を満たす者とします。 (1) 持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のIの第2の4で規定する農業環境規範の実践において、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）第4条により都道府県知事から管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう文書による指導及び助言又は同法第5条により都道府県知事から管理基準を遵守する旨の文書による勧告（以下「指導等」という。）を事業実施年度に受けていない者。 (2) 農業環境規範の実践において、環境関連法令における罰則を受けていない者。 なお、環境関連法令とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、悪臭防止法をいいます。	農業環境規範
問32	酪農・肉用牛経営者等が事業実施年度に都道府県から文書で家畜排せつ物法に係る指導等を受けた場合は、交付対象外となりますか。	酪農・肉用牛経営者等が都道府県から文書で指導等を受けた場合は、交付対象外となります。また、交付金の交付を受けていた場合は、返還となります。ただし、指導等を受けて改善を行なった場合は、翌年度から事業参加することができます。	家畜排せつ物法
問33	水質汚濁防止法等家畜排せつ物法以外の環境法令に一度でも違反している場合は、交付金交付対象になりませんか。	酪農・肉用牛経営者等が水質汚濁防止法、悪臭防止法、湖沼水質保全特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律やこれらの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑を過去に受けていたら交付金交付対象とはなりません。 ただし、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることが無くなった日から3年を経過していれば、事業に参加することは可能です。	家畜排せつ物法
問34	家畜排せつ物管理状況はどのように確認するのですか。	現地確認者は事業参加申込書の2(2)の家畜排せつ物管理状況の記載内容について、家畜排せつ物法第4条に基づく指導及び助言又は同法第5条に基づく勧告（以下「指導等」という。）を、酪農・肉用牛経営者等が都道府県から文書で受けたかを確認します。 また、文書で指導等を受けた酪農・肉用牛経営者等については、酪農・肉用牛経営者等が指導等に対する改善がなされている旨を証する書面を有するかを確認します。ただし、改善がなされた旨を証する文書を都道府県が発出しない場合には、改善がなされたことを都道府県職員が現地で確認した際に、酪農経営が確認年月日、改善された旨の内容及び確認者の氏名を記録したメモ等を残しておく必要があります。	家畜排せつ物法
問35	その他環境法令における罰則の有無の確認はどのように行うのか。	現地確認者は、環境関連法令において罰金以上の刑を受けたことの有無を事業参加者に確認し、確認報告書の確認欄に記載をお願いします。	その他環境法令



番号	問い	答え	備考
<b>Ⅱ 飼料作物作付地</b>			
<b>【飼料作物作付地】</b>			
問36	飼料作物作付地、飼料作物作付延べ面積、交付対象面積、経営内の飼料作物作付地等の違いは何ですか。	面積を示す用語は、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの第2、第3及び別添1、2で定義しており、その内容は以下のとおりです。 飼料作物作付地：自己所有地、借地、農作業受託地及び耕種農家等との契約栽培地であって、飼料作物を事業年度に1作以上作付けをしている土地。（実際の土地の面積であり、2作目の面積は含まない）【第2の2（1）】 飼料作物作付延べ面積：飼料作物作付地に2作目の飼料の作付面積を加えた面積。【第2の1（2）】 交付金交付対象面積：別添1のAの取組については、基準年（事業参加初年度の前年度）から取組の対象作物を生産拡大した作付地（水田）。別添1のB及びCの取組については、飼料作物作付面積から耕種農家等との契約栽培地のうち水田活用の直接支払交付金の交付対象となっている農地面積を除いたもの。（実際に交付金の交付対象となる面積）【第3、別添2】 経営内の飼料作物作付地：飼料作物作付地から耕種農家等との契約栽培地を除いたもの。【別添1】 経営内の飼料作物作付延べ面積：経営内の飼料作物作付地に2作目の飼料の作付面積を加えた面積。【別添1】	飼料作物作付地
問37	飼料作物作付地が、地方農政局等の管轄区域を跨っている場合は、どちらが担当するのですか。	基本的には、飼料作物作付地が地方農政局等の管轄区域を跨がっている場合は、その酪農経営の住所（主たる事務所）のある場所を管轄する地方農政局が担当することとします。	飼料作物作付地
問38 新	酪農・肉用牛の複合経営の場合、飼料作物作付面積はどのように算出するのですか。	酪農・肉用牛の複合経営の場合、経営内で飼養牛及び飼料作物地を分離できる場合は、酪農と肉用牛を分離して申請することを認めます（例：農場が異なる等）。その場合、飼料作物作付地がどちらの経営に属するか明確にする必要があります。 経営を分離できない場合は、搾乳牛がいる場合は酪農経営として、搾乳牛がいない場合は肉用牛経営として取り扱うこととします。【問15参照】	複合経営
問39	食用の小麦の収穫後に、秋冬作の飼料作物（イタリアンライグラス、飼料用エン麦等）を作付ける場合は、飼料作物作付地に該当しますか。	食用の作物の収穫後に秋冬作の飼料作物を作付ける場合は、飼料作物を収穫する年度の飼料作物作付地に該当します。ただし、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの第2の2の飼料作物作付地の要件を満たしていることが条件となります。	飼料作物
問40	飼料作物の播種と収穫が年度をまたぐ場合、飼料作物作付けとして認め、面積をカウントできますか。	飼料作物の播種と収穫が年度をまたぐ場合は、事業実施年度に収穫する時点を基準とし、その時点の面積をもってカウントすることになります。	作付け時期
問41	農地基本台帳等に記載されている面積は、いつの時点のものを飼料作物作付面積として算入するのですか。	「事業参加申込書」を提出又は電子申請する時点で、最新の農地基本台帳等に記載されている面積を算入します。	作付け時期
問42	飼料作物（春作）の収穫が既に終わっていて、8月以降に飼料作物作付の確認ができない場合はどうすればいいですか。	飼料作物作付等の要件の現地確認を行う場合は、8月以降に行わなければならないものではなく、「事業参加申込書」が酪農・肉用牛経営者等から農協等へ提出された日以降順次早めに確認を行うものとします。	作付け時期

番号	問い	答え	備考
<b>【算入条件】</b>			
問43	農地以外の地目（宅地・山林等）であっても、飼料作物作付面積として算入できますか。	飼料作物が作付されている土地であれば、どのような地目でも作付面積として算入できます。	農地以外の地目
問44	放牧地も飼料作物作付面積として算入できますか。	放牧地が持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの第2の2の飼料作物作付地としての要件を満たしていれば、交付金交付対象面積となります。ただし、耕種農家等との契約栽培において、契約農地が水田活用の直接支払交付金の交付を受けていた場合、重複交付はできません（「A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換」の取組を除く）。	放牧地
問45	担保物権となっている土地に飼料作物を作付している場合でも飼料作物作付地として算入できますか。	担保設定の有無によらず算入できます。	担保物件
問46	法人や組織で事業に参加している場合、飼料作物を作付している農用地の所有権（利用権）が、当該法人等ではなく、法人等の構成員の個人名義となっている場合、その農用地は飼料作物作付面積として算入することができますか。また、個人と法人等との間での貸借契約は必要ですか。	算入することができます。持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの第2の2において、飼料作物作付地については、「酪農・肉用牛経営者又はその家族及び酪農・肉用牛経営者組織が所有する農地又は採草地」としており、法人等の構成員や代表者も含むものとしします。 このため、個人が法人等の構成員等であれば、貸借契約をしなくても、飼料作物作付面積として算入できます。	法人等の個人名義
問47	先祖代々からの土地で、飼料作物を作付けている土地があります。土地登記簿には名義が先祖の兄弟の名になっていて、面積は確認できますが、このような土地は自ら所有する農地として飼料作物作付面積に算入できますか。	土地の名義が自分の先祖であるということが証明できるならば、自ら所有する農地として飼料作物作付面積に算入できます。	先祖の土地
問48	酪農・肉用牛経営者等が市町村や民間会社と生草売買契約や管理委託契約を結び、採草を認められている河川敷・山林原野等には、飼料作物作付面積に算入することができますか。	単に、採草のみを行う契約では基幹的な作業の全てを受託する要件を満たさないため、飼料作物作付面積には算入できません。（持続的生産強化対策事業実施要領別紙10の第2の2の④（ア）参照）	河川敷
問49	市町村や民間会社が所有している山林原野等を酪農・肉用牛経営者等が貸借契約により採草地や飼料作付地として利用している場合には、その土地を飼料作物作付面積に算入することができますか。	貸借契約書に目的（飼料作物の作付を行うこと）、受託面積、貸借当事者が明記されており、かつその内容を公的機関等（市町村等）が証明していれば、飼料作物作付面積に算入できます。	山林原野
問50	農地中間管理機構を通して酪農・肉用牛経営者等に貸付けている土地は、飼料作物作付面積として算入できますか。	飼料作物作付面積として算入できます。	農地中間管理機構

番号	問い	答え	備考
問51	草地利用組合等が農用地を所有し、酪農・肉用牛経営者がその組合員となっており、その土地に飼料作物を作付けている場合、酪農・肉用牛経営者はその土地を飼料作物作付面積として算入することができますか。	個人の利用する土地とその面積が決まっています、かつ、その内容を公的機関等（市町村等）が証明している場合には、飼料作物作付面積として算入できます。 ただし、草地利用組合等が土地を借入れ等している場合は、土地所有者と草地利用組合等の貸借契約等が必要となります。	草地利用組合
問52	農業委員会の許可を受けていない借入農用地は、いつまでに農業委員会の許可を受ければ、飼料作物作付面積として算入できますか。	原則として、地方農政局等へ「事業参加申込書」を提出する時点において、農業委員会の許可を受けている必要があります。 ただし、農業委員会の開催時期や開催回数等の地域の事情で、上記の時期までに農業委員会の許可が間に合わない場合であっても、飼料作物作付状況の確認をする時点で許可を得ている必要があります。	農業委員会
問53	複数の酪農・肉用牛経営者が連名で飼料作物作付地を借り受けている場合、酪農・肉用牛の各経営者の面積はどのように確認すればいいですか。	原則は公的な書類により酪農・肉用牛の各経営者の作付面積を確認する必要があります。 公的な書類がない場合は、誰がどこの農地を管理しているか明確にした覚書（全員の合意に基づくものに限る）や実測等により面積を明確にする必要があります。	複数農家
問54	来年度当初に離農予定のため、事業年度内に農地の売り払いを行ってもいいですか。	エコ畜事業は年度毎のため、事業期間中は農地を保有していることが原則です。 ただし、円滑な離農手続きを進めるために売却に係る準備（売却先の選定、農業委員会への申請など）を進めることは差し支えありません。	離農

番号	問い	答え	備考
<b>【農作業受託】</b>			
問55	作業の受託契約の期間が事業年度の秋までとなっています。契約期間内に収穫作業まで全て終了していれば問題はありますか。	契約期間内に基幹的な作業の全てを実施・完了していれば差し支えありません。なお、気象条件等により作業期間が延長した場合は契約延長等の手続きが必要となります。	農作業受託
問56	受託者が農作業受託面積により飼料作物作付面積にカウントしているが、委託者も自己所有地として飼料作物作付面積にカウントしていても認められますか。	認められません。	農作業受託
問57	農作業受託契約の中で、受託者が行う「基幹的な作業」とは具体的にどのような作業ですか。	「基幹的な作業」は耕起・整地、施肥、播種、収穫、乾燥・調製の全ての作業を言います。	農作業受託
問58	基幹的な作業の一部を委託者（耕種農家等）が行う場合、事業の対象となりませんか。	委託者（耕種農家等）が飼料作物の作付けを行う（作業の一部を行うことも含む。）ことを酪農・肉用牛経営者等と契約した場合は、耕種農家等との契約栽培として事業の対象となります。ただし、耕種農家等との契約栽培の場合は、水田活用の直接支払交付金との重複交付はできません（「A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換」の取組を除く）。	農作業受託
問59	酪農・肉用牛経営者が自己所有地や借地での飼料生産をTMRセンターやコントラクターに委託している場合は飼料作物作付地として認められませんか。	事業参加農家の自己所有地や利用権の設定された農地又は採草放牧地等であれば、作業を外部委託しても飼料作物作付地として認められます。 さらに、耕種農家等の農地であっても、耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農・肉用牛経営者等と約した契約により、飼料作物を作付ける面積が明確にされている農地又は採草放牧地であれば飼料作物作付地として認められます。	委託

番号	問い	答え	備考
<b>【二期作】</b>			
問60	2年3作の作付体系のように、2作目の播種と収穫が年度をまたぎ、収穫が事業実施年度の翌年度になる場合、2作目の面積は飼料作物作付面積として認められますか。（二期作等の2作目は、当該年度内に収穫まで終了しないと、飼料作物作付地として認められないのか。）	二期作等とは、1年の間に2回、播種から収穫を繰り返すものである。このため、2年3作の2作目の飼料作物の播種と収穫が年度をまたぐ場合は2作目の面積を1年目、2年目のいずれにもカウントすることは認められません。 ただし、年度をまたぐ場合であっても任意の1年の期間（例えば10月から翌年の9月の1年間など）の中に2回播種と収穫を繰り返すものは、二期作・二毛作と認めます。この場合は収穫時点を含む年度の面積としてカウントします。	二期作
問61	二期作等を実施する場合の飼料作物作付面積等の具体的な計算方法を教えてください。（収穫時か、播種時か）	二期作等については、1作目と2作目の収穫時の面積を基準として計算します。	二期作
問62	永年牧草の2番草は、飼料作物作付地の面積として算入できますか。	永年牧草の2番草は、飼料作物作付地の面積として加算できません。	永年牧草 2番草
問63	ヒエ（ミレット）の二期作が行われているが、1作目収穫時に種が落ち2作目の播種が必要ありません。ヒエ自体種が落ちやすく、このような作付体系を形成していますが、この場合、2作目について面積カウントしていいですか。	永年牧草の2番草を飼料作物作付面積として加算しないこととしているため、ヒエ（ミレット）についても、同様に加算できません。	ヒエ二期作
問64	二期作等には二毛作も含まれますか。	二毛作も含まれます。	二毛作
問65	3作目も飼料作物作付面積としてカウントしてもいいですか。	作付面積は2作目までの面積としています。	3作目
問66	多年生飼料作物など、事業実施年度に播種を行わないが収穫が期待できる場合は、その作付地を飼料作物作付面積として算入できますか。	事業実施年度に作付けを行わなくても、作付地が人工的に飼料作物の作付けをされた土地であって、事業実施年度に1回以上の飼料作物の収穫が期待できる場合には、1作以上作付けをしている土地として飼料作物作付面積に算入できます。	多年生飼料作物



番号	問い	答え	備考
<b>【契約栽培】</b>			
問67	「委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地」とは、どのような契約のある飼料作物作付地ですか。	委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地とは、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、農地の所有者から農作業の委託を受けた飼料作物作付地を言います。 (1) 受託者が基幹的な作業の全てを受託し、受託者自ら作業を行うこと (2) 受託者が、その生産した飼料作物（所有権を委託者が有していると判断できるものをいう。）を委託者から買い取り、又は委託者から販売を受託して第三者に対し販売すること (3) 委託者が、受託者への販売による収入又は受託者に販売を委託して得た収入の程度に応じ、当該収入の一部を農作業及び販売の受託の対価として充当すること。ただし、受託の対価については、現物と相殺できるものとする。	飼料作物作付地
問68	「耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農・肉用牛経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地」とは、どのような契約の対象である飼料作物作付地ですか。	耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農・肉用牛経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地とは、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、酪農・肉用牛経営者等が飼料の生産の一部又は全部を農地の所有者又は借受者である耕種農家等、若しくは、耕種農家等から農地の利用を委託されたコントラクター等へ委託した飼料作物作付地を言います。（参考：参考様式2-1～3 契約栽培における契約書例） (1) 耕種農家等又はコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること (2) 酪農・肉用牛経営者等は耕種農家等又はコントラクター等が行う役務若しくは、生産された飼料作物に対する対価を支払うこと。ただし、支払いについては、現物と相殺できるものとする	飼料作物作付地
問69	耕種農家等との契約栽培において、「耕種農家等」及び「コントラクター等」の「等」は何を指していますか。	「耕種農家等」の「等」は育成農家や農地を所有する非農家（公的機関や民間会社を含む）、公共牧場のことを指し、「コントラクター等」の「等」は、TMRセンターを想定しています。	契約栽培
問70	飼料作物作付面積に耕種農家等との契約栽培の面積が含まれる場合は、事業参加申込書に耕種農家等と約したことがわかる書類を添付するものとするがありますが、水田活用の直接支払交付金と重複している場合は、水田活用の直接支払交付金の契約書（利用供給協定書）の写しでいいですか。	耕種農家等との契約栽培では、①耕種農家等又はコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること。②酪農・肉用牛経営者等は耕種農家等又はコントラクター等が行う役務若しくは、生産された飼料作物に対する対価を支払う（現物相殺も含む）こと。を約した契約が必要です。 そのため、上記の2つを満たした利用供給協定書であれば、契約書に代えられることとします。	水活重複
問71	耕種農家等との契約栽培において、酪農・肉用牛経営者又は耕種農家等が作業をコントラクター等に委託しても事業対象となりますか。またその場合、どのような契約になりますか。	酪農・肉用牛経営者又は耕種農家等が作業をコントラクター等に委託しても事業対象となります。 酪農・肉用牛経営者と耕種農家とコントラクター等による三者契約、酪農家と耕種農家の二者契約と耕種農家とコントラクターの二者契約を併せて実施、耕種農家と契約しているコントラクターと酪農・肉用牛経営者の二者契約など契約形態は問いません。 但し、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10の別添3の第2の2の(4)の条件を満たす契約内容である必要があります。 （参考：問65）	委託
問72	酪農・肉用牛経営者等が交換耕作により、耕種農家の農地に飼料作物を作付ける場合は、基準面積や、交付金の交付対象面積になるか。	酪農・肉用牛経営者等が耕種農家との間で交換耕作を行う農地は、短年数で周期的に変わるものと考えられる。このような農地については、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のIの第2の2の④に規定に基づいた契約を耕種農家との間で締結しておくことが必要である。	交換耕作

番号	問い	答え	備考
<b>【面積の確認】</b>			
問73	農作業受託及び耕種農家等との契約栽培の面積は、証拠書類が必要ですか。	農作業受委託契約書及び耕種農家等との契約栽培の契約書に記載する面積については、原則として公的機関等の書類により明確にしている面積を記載する必要があります。書類での確認ができない場合は、実測（GPS、GIS）等の手段により面積を明確にするものとします。	契約栽培面積
問74	面積の確認は、GPS、GIS及び航空写真を使ってもいいですか。	飼料作物作付面積の確認については、原則として公的機関等の書類により明確にしている面積を記載する必要があります。書類での確認ができない場合は、GPS、GIS及び航空写真等による実測等の手段により面積を明確にするものとします。	GPS、航空写真
問75	実測ではなく、実測した前作の作付面積（又は過去に実測した作付面積）を活用できますか。	前作の飼料作物作付面積（又は過去に実測した作付面積）と確認時の飼料作物作付面積が一致していることが確認できれば活用できるものとします。	実測面積
問76	農地基本台帳に記載された面積より実測面積が大きい場合は実測面積で参加申込をしてもいいですか。	公的機関等の書類により明確にしている面積で申請することが原則であり、実測値が異なっても農地基本台帳に記載された面積で申し込むこととなります。ただし、分筆されないまま利用しているなど公的機関の書類では確認が明らかに困難な場合は、実測等の手段により面積を明確にするものとします。	実測面積
問77	経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書や、農業共済の細目書を、飼料作物作付面積を確認するための書類としていいですか。	飼料作物作付面積の確認については、原則として公的機関等の書類により確認することが必要です。経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書や農業共済の細目書を利用する場合については、公的機関等の書類との整合性がとれていることが必要です。	確認書類
問78	飼料作物作付状況の確認を行った結果、「事業参加申込書」により酪農・肉用牛経営者等が申告した面積以上に飼料作物が作付けされていた。この場合、当該酪農・肉用牛経営者等に当初設定された飼料作物作付面積を修正することができますか。	酪農・肉用牛経営者等が申告する飼料作物作付面積は、事業実施計画を作成する上で基礎となる面積ですが、実際の基準面積、取組要件及び飼料作物作付面積等は、現地確認により確認された面積となります。従って、現地確認時と申告が異なっている場合には、現地確認時の面積に修正する必要があります。ただし、事業対象面積の上限は申告面積となるので、このことについて酪農・肉用牛経営者等に周知するとともに、適正な申告が行われるよう指導の徹底をお願いします。	飼料作物作付面積修正
問79	農業委員会で整理している農地基本台帳等に記載されている土地の一部（分筆の一部）で飼料作物が作付けされている場合、面積の確認行為を行うには土地の実測が必要ですか。	実測をしなくても、過去の実測等により面積が明らかな場合はその面積を確認できる資料があれば事業対象とします。また、地籍図等の図面から面積が算出できる場合も事業対象とします。ただし、一部面積を確認できる書類等がなければ簡易測量やGPS等による実測等により面積を明確にする必要があります。	飼料作物作付面積確認
問80	事業参加申込を行った酪農・肉用牛経営者等が、現地確認により基準面積を下回ることが判明した場合はどうするのですか。	当該酪農・肉用牛経営者等は事業対象外となるため、交付申請はできません。但し、組織で参加をしている場合は、参加者全体の面積、頭数で算出した基準面積が要件を満たせば事業対象となります。	現地確認

番号	問い	答え	備考
<b>Ⅲ 他事業との重複交付</b>			
問81	水田活用の直接支払交付金との重複交付は受けられますか。	<p>エコ畜事業は、酪農・肉用牛経営者等が行う温室効果ガス排出削減の取組に係るかかり増し経費を支援するものですが、以下の理由から水田活用の直接支払交付金との重複交付は、できないものとしします。</p> <p>耕種農家との契約栽培において、耕種農家に対して温室効果ガス排出削減の取組は課さないことから、掛かり増し経費は発生していないこととなります。この場合、自給飼料生産と捉えられることから、事業の目的・内容を鑑み、水田活用の直接支払交付金との重複交付はできないこととしします。</p> <p>また、「A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換」の取組において、酪農・肉用牛経営者等が水田活用の直接支払交付金の交付対象者となっている場合は、両方の交付金の目的は異なるものの、水田での取組自体は同じであり、酪農・肉用牛経営者等は自らが必要な飼料を確保しているものと捉え、水田活用の直接支払交付金との重複交付はできないこととしします。</p>	水田活用の直接支払い
問82	水田活用の直接支払交付金の産地交付金と本事業の温室効果ガス排出削減の取組は重なってもいいですか。	産地交付金において「水田放牧」を実施して交付金を受けた場合には、エコ畜事業の「放牧の実施」の取組を選択することはできません。	水田活用の直接支払い
問83	日本型直接支払制度における中山間地域等直接支払制度との重複交付は受けられますか。	中山間地域等直接支払制度については、農業生産条件の不利補正として支払いを受けるものであることから、エコ畜事業による助成とは重複しません。このため、同直接支払制度の支払い対象となった草地や採草放牧地でも、エコ畜事業の交付対象地となり得えます。ただし、集落協定の内容が、本事業の取組内容と重複する場合は、どちらかの交付金しか受け取れません。	中山間地域等直接支払い
問84 新	エコ畜事業の不耕起栽培を行う場合、草地生産性向上対策事業や難防除雑草対策事業との重複交付は受けられますか。	<p>草地生産性向上対策事業は、不安定な気象に対応したりリスク分散等により粗飼料の安定的な収穫を確保するため、草地改良や飼料作物の安定生産等を支援する事業です。また草地難防除雑草対策事業は、計画に基づき除草剤の散布や耕起等により、高位生産草地への転換、駆除対策の活用・普及等を支援する事業です。</p> <p>エコ畜事業は温室効果ガス削減を支援する事業であることから、両事業とも目的、支援対象経費、実施項目が異なるため、基本的には重複は可能です。ただし草地生産性向上対策事業の一部には、不耕起栽培に該当しない取組（サブソイラ等による耕盤層の破碎により圃場の排水性を改善する取組）があるので注意が必要です。</p>	草地生産性向上対策事業、難防除雑草対策事業
問85 新	エコ畜事業の放牧の取組を行う場合、畜産生産力・生産体制強化対策事業の肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）との併用は可能ですか。	<p>エコ畜事業の放牧の取組と畜産生産力・生産体制強化対策事業の肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）は、目的は異なるものの、支援する対象の掛かり増し経費の一部に重複が見られることから、重複交付して受けとることはできません。</p> <p>なお、畜産生産力・生産体制強化対策事業の事業実施主体は生産者集団であり、農協等が大半であることから、エコ畜事業の交付対象者とは異なりますが、生産農家により構成される放牧組合等の事業参加も想定されるため、注意する必要があります。</p>	肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）
問86 新	「A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換」の取組において、耕種農家が水田にとりもろこしの作付けを新たに行い、畜産農家がとりもろこしを収穫し利用した場合、耕種農家は水田活用の直接支払交付金を受け、別途、畜産農家はエコ畜の交付金を受けることが可能ですか。	<p>水田活用の直接支払交付金の受取り者（耕種農家か畜産農家）で判断することとしします。</p> <p>畜産農家が水田活用の直接支払交付金を受け取る場合は、エコ畜交付金との重複交付はできませんが、耕種農家が水田活用の直接支払交付金をもらう場合は、畜産農家がエコ畜事業の交付金を受けることは可能です。</p>	水田活用の直接支払い

番号	問い	答え	備考														
<b>IV 交付金</b>																	
問87	効率化係数は、どの取組に適用されますか。	効率化係数については、「B. 飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減」及び「C. 有機飼料の生産」の取組に対して適用することとします。	交付金														
問88	組織参加の場合、面積区分（効率化係数）はどのように取り扱うのですか。	<p>組織参加の場合、交付金を計算する面積区分（効率化係数）は構成員人数に応じて以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">面積区分</th> <th rowspan="2">単価</th> </tr> <tr> <th>個人の場合</th> <th>組織の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200ha以下</td> <td>200ha×構成員数 以下</td> <td>1.0ha当たり 15,000円</td> </tr> <tr> <td>200～400ha以下</td> <td>200ha×構成員数 ～400ha×構成員数</td> <td>1.1ha当たり 15,000円</td> </tr> <tr> <td>400ha 超</td> <td>400ha×構成員数 超</td> <td>1.2ha当たり 15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	面積区分		単価	個人の場合	組織の場合	200ha以下	200ha×構成員数 以下	1.0ha当たり 15,000円	200～400ha以下	200ha×構成員数 ～400ha×構成員数	1.1ha当たり 15,000円	400ha 超	400ha×構成員数 超	1.2ha当たり 15,000円	面積区分
面積区分		単価															
個人の場合	組織の場合																
200ha以下	200ha×構成員数 以下	1.0ha当たり 15,000円															
200～400ha以下	200ha×構成員数 ～400ha×構成員数	1.1ha当たり 15,000円															
400ha 超	400ha×構成員数 超	1.2ha当たり 15,000円															
問89 新	「A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換」の取組について、青刈りとうもろこしや牧草の重量を図る必要がありますか。	<p>収穫した飼料重量を実際に量ることは難しいため、それぞれの単収を設定し、面積を基礎に交付金を支払うこととし、以下の単位面積当たりの単価とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青刈りとうもろこし等 : 88,000円/ha(単収4.4t/ha)</li> <li>・牧草 : 24,000円/ha(単収3.0t/ha)</li> </ul> <p>ただし、飼料重量を測定することが可能な場合は、農家への受け渡し時の重量でも可とします。</p>	面積払い														
問90 新	重量を量る場合、水分含量により異なるが、どの時点で計測するのですか。	<p>耕種農家から酪農・肉用牛経営者等に受け渡しがなされる時点の重量とします。ただし、飼料重量を実測できる場合に限ることとし、トラックの台数等による推計は認めないこととします。</p>	飼料重量の計測														
問91 新	発芽不良等により収量が下回った場合でも、単価800円/tで助成するのですか。	<p>単収を設定し、面積を基礎に交付金を支払うこととしていますので、単価800円/tで助成されます。</p>	飼料単価														
問92 新	「A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換」の取組について、青刈りとうもろこし等の収量上限を1経営体当たり540トンとしているが、牧草の収量上限はいくらですか。	<p>牧草の場合は、1経営体当たり1,350トンを受量上限とします（青刈りとうもろこし及び牧草ともに、金額にして1経営体当たり108万円を上限）。</p>	交付金上限														
問93 新	「A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換」の取組について、耕種農家と契約し、青刈りとうもろこし等と牧草の両方を生産してもらった場合、上限額はどのようになりますか。	<p>青刈りとうもろこし等と牧草の上限額は、それぞれ経営体当たり108万円を上限としています。耕種農家から両方の飼料を生産・供給してもらった場合であっても、経営体当たり108万円を上限として交付します。</p>	交付金上限														



番号	問い	答え	備考
<b>V 温室効果ガス排出削減の取組</b>			
問94	実施計画の取組計画が未達成だと、要件をクリアしていると認められますか。	酪農・肉用牛経営者等は可能な限り実施計画のとおり取組を実践する必要がありますが、仮にその計画が未達成であっても、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のIの別添1に示す温室効果ガス排出削減の取組要件を満たしていれば認められます。	実施計画
問95	デントコーン・ソルガム等にはどのような作物が含まれますか。	デントコーン・ソルガム等の「等」に含まれる作目は、飼料用ムギ、飼料用カブWCS用稲、飼料用米等の牧草以外の全ての飼料作物ですが、環境取組への対応が困難な作目もあるため、デントコーン及びソルガム以外の飼料作物については、酪農家が任意に「等」に含めるか否かを決定できるものとしています。ただし、同一作目の作付面積の一部のみを取組対象とすることはできません。	飼料作物
問96	温室効果ガス排出削減の取組に関する現地確認方法で、写真を番地ごとに撮る必要はありますか。事業名や番地等を記載した看板で番地等を証明する必要がありますか。	写真以外で環境負荷軽減の取組を実施していることが確認できれば、必ずしも番地ごとに撮る必要はありませんが、撮影日や撮影場所、撮影内容等が分かるようにしておくことが必要です。番地を写真で証明する必要がある場合は、必ずしも看板は必要ありませんが、水路や地形等何らかの特徴により、後で番地が確認できるよう、撮影する必要があります。	確認書類



番号	問い	答え	備考
<b>【A. 輸入飼料から水田を活用した自給飼料への転換】</b>			
問97 新	どのような取組をすればいいのですか。	耕種農家等と酪農・肉用牛経営者等との間で、水田において青刈りとうもろこし等や牧草の生産・供給契約を締結し、水田における自給飼料生産を通じて温室効果ガス排出削減に取り組んだ際に、酪農・肉用牛経営者等に対し交付金を交付するものです。なお、取組の対象となる水田は、取組開始の前年度から拡大した面積分とします。	取組内容
問98 新	交付対象期間の考え方を教えてください。	Aの取組を実施した年度から起算して、5年間交付金を交付します。	交付期間
問99 新	耕種農家と供給契約を結ばなければなりませんか。	本取組は、耕種農家と供給契約を締結し、安定的に飼料の供給を受け、温室効果ガス排出削減につなげることを目的としています。そのため、耕種農家と複数年の供給契約を締結する必要があります。	供給契約
問100 新	複数年の供給契約とは、どのくらいの期間で締結する必要がありますか。	飼料の安定供給を受けるためにも、複数年の供給契約を結ぶものとします。交付金は、5年間交付することから、基本的に5年間の供給契約を締結するものとしますが、不都合がある場合は、5年以下の契約も認めることとします。ただし、その後も契約をする可能性があることを確認して下さい。なお、交付金を受給する場合は、必ず耕種農家との契約が締結されている必要があります。	供給契約 年数
問101 新	交付期間の途中で水稲等の作付けを行った場合は、交付金は打ち切りとありますが、例えば1年目転作（牧草）、2年目牧草、3年目水稲、4年目転作（牧草）、5年目牧草を作付けした場合、交付対象はどうなりますか。	当該事例の場合、交付対象は1年目、2年目のみとなります。	交付打ち 切り
問102 新	取組面積が減少した場合は、どのような取扱いとなりますか。	交付対象期間（5年間）内で、取組面積が減少した場合は、期間の中で、最小の取組面積を交付の上限とします。 例： 初年度：10ha、2年度：8ha、3年度：12haの場合、2年度以降は、8haが交付対象面積	取組面積 減少
問103 新	交付期間の途中で取組面積を拡大した場合、拡大した部分は、そこから5年間交付金が交付されますか。	交付金は、取組開始から5年に限って交付します。途中で面積を拡大した場合、拡大分を含めて交付金を交付しますが、取組開始から5年という交付期間は変わりません。 例： 初年度：10ha、2年度以降：12haの場合、2年度から5年度までは、12haが交付対象面積。6年度は交付対象外。	取組面積 拡大
問104 新	耕種農家等が前年に水田活用直接支払交付金の交付を受けていた場合は、交付の対象となりませんか。	新たに転作をした水田における飼料作物がエコ畜交付金の交付対象となることから、前年に水田活用の直接支払交付金の交付を受けている水田は、対象となりません。ただし、前年に飼料用米、稲WCSを作付けしていた水田については、水稲同様、水を張っていたと考えられることから、事業目的を踏まえ交付の対象とすることとします。	水田活用 直接支払 交付金
問105 新	水田活用の直接支払交付金の交付対象水田はどのようにして確認するのですか。	耕種農家との供給契約を締結する際に、飼料生産する水田を特定し、供給契約において、場所、面積、前年の水稲等の作付け状況等を明らかにし、確認するものとします。	水田活用 直接支払 交付金
問106 新	ブロックローテーション等、転作する場所が年度によって異なってもいいのですか。	2年目以降、ローテーションや輪作など転作する水田が異なっても認めることとします。ただし、作付面積が前年度より減少した場合は、それを残期間の交付の上限とします（一旦作付面積が減少した場合、その後に増加させたとしても、増加分は交付の対象外）（問97参照）。	ブロック ローテー ション

番号	問い	答え	備考
問107 新	青刈りとうもろこし等の「等」とはどのような作物が含まれますか。	本事業で対象となる飼料作物は、水を張って生産する飼料用米や稲WSC等を除いたものになります。	青刈りとうもろこし
問108 新	輸入飼料購入量の削減は、どのくらい必要ですか。	取り組むことで自給飼料を確保し、輸入飼料の購入量が削減されることから、数値目標は設定しないこととします。	輸入飼料削減量
問109 新	輸入飼料を利用していない農家が自給飼料の面積を増加させる場合は対象となりますか。	対象となります。	輸入飼料削減量
問110 新	「耕種農家と供給契約を締結し、水田で作付けする作物を水稲等から青刈りとうもろこしや牧草に転換」とありますが、水稲等の「等」とは具体的に何を指すのですか。	水を張って生産する稲WSCや飼料用米になります。	水稲等
問111 新	稲WSC収穫後、すぐに青刈りとうもろこしを播種し栽培する場合、水田における青刈りとうもろこしの生産拡大の取組として補助対象となりますか。	水田で水稲や稲WSC等の水を張った作物を作付けした場合は、裏作で青刈りとうもろこし等を生産したとしても、水田からのメタンガス排出削減につながらないため、交付対象にはなりません。	裏作
問112 新	青刈りとうもろこし等と単年性牧草の2毛作での契約の場合両作物で交付金が交付されるのですか。	水を張った作物生産から水を張らない飼料作物生産に転換する場合に支援するものであり、2毛作、2期作の2作目は、基本的に水を張らずに栽培するものと考えられることから、交付対象としません。	2毛作、2期作の2作目

番号	問い	答え	備考
<b>【B. 飼料生産等の係る温室効果ガス排出削減】</b>			
問113 新	エコ酪事業との違いは何ですか。	事業の目的を温室効果ガス排出削減に変更しました。このため、取組メニューも、その目的の達成に資するものとし、10から4に変更し、この中から2つの取組を実施することで交付金を交付することとしました。ただし、酪農については、激変緩和のための時限的措置として、更に4つの特認メニューを追加し、8つの取組から2つの取組を実施することになります。	変更内容
<b>【基本1. 放牧の実施】</b>			
問114 新	エコ酪事業との違いは何ですか。	酪農については、エコ酪事業から変更はありません。 肉用牛については、7カ月齢以上の牛を対象に、放牧日数120日/頭とし、放牧について公共牧場等への預託も可とします。	変更内容
問115	放牧の定義は何ですか。	酪農・肉用牛経営者等が、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のIの第2の2の飼料作物付地において、牧区を区切り対象牛を飼養することを言います。ただし、乳用後継牛又は肉用牛の取組の場合は公共牧場等に預託する場合も含まれます。なお、放牧の形態には粗放牧、集約放牧など経営形態によりまちまちであることから、放牧面積、時間等の基準は設定しません。 また、放牧日数のカウントは1日単位とし、夜間放牧など、日をまたぐ場合は、放牧日数2日となります。 なお、運動場代わりの「放牧地」に過ぎないと認められる場合は、認められません。	放牧定義
問116	全ての牛を放牧しないといけないのですか。	平均して1頭あたりの放牧日数（酪農は90日以上、肉用牛は120日以上）の放牧を実施していれば全ての牛を放牧させる必要はありません。（例えば、酪農の場合、半数の牛は周年舎飼、残り半数を180日間放牧のする場合は要件クリアとなります）	放牧要件
問117	満7か月齢以前から放牧した場合は、どこから放牧日数にカウントして1頭あたりの放牧日数を算出するのですか。	交付申請年度の4月1日に対象月齢である牛のみの放牧日数をカウントし、分母にも同牛の頭数を用います。	放牧日数
問118	預託した牛の頭数や放牧日数はどのように確認するのですか。	預託管理台帳、契約書等に4月1日時点の月齢や放牧日数、預託料を記すことで確認します。	放牧日数
問119 新	酪農の場合、経産牛を舎飼、乳用後継牛を公共牧場に預託した場合、乳用後継牛のみで放牧日数90日以上を実施すればいいのですか。	経産牛は舎飼であっても、乳用後継牛を公共牧場に預託することで、1頭当たり90日以上放牧を実施していれば要件を満たすこととなります。	放牧日数
問120	預託時において、一時的に所有権が移転する場合も対象となるのですか。	環境取組については、所有権によらず、自らの経営の取組からの環境負荷を軽減することを目的としており、一時的に所有権が移転する場合も、掛かり増し経費に相当する預託料を支払っている年度については、要件を充足する対象としています。	預託
問121	酪農・肉用牛経営者間で預託する場合はどちらの取組としてカウントするのですか。	どちらの取組とすることもできるが、預託元の取組とする場合は、預託管理台帳、契約書等による確認を行い、預託先の環境メニューの内容と照らし合わせて重複がないように対応する必要があります。	預託

番号	問い	答え	備考
問122	公共牧場に牛の放牧預託を行った場合は事業対象となりますか。	<p>乳用後継牛や肉用牛の場合は、公共牧場への預託も事業対象になります。</p> <p>酪農における経産牛の場合、酪農経営者が公共牧場と持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの第2の2の(1)の②に規定する利用権の借地契約を結んでいれば飼料作物作付地としてカウントでき、放牧要件に取り組むことも可能となります。また、借地契約を結んでいなくとも、酪農経営者が公共牧場との間で公共牧場が採草放牧地の管理を行うことを契約し、その契約の中で酪農経営者の採草放牧地利用面積が明確にされている場合は、27年度に新たに追加された耕種農家等との契約栽培地として事業対象となります。ただし、同一面積を複数の酪農経営者が利用面積として契約することはできません。</p>	公共牧場 預託
問123 新	搾乳牛を飼養しておらず乳用牛を育成する農家が、放牧の取組を行う場合は、120日/頭の要件を満たす必要がありますか。	搾乳牛がおらず乳用育成牛のみを飼養する経営者は、肉用牛経営者と同じ扱いとして事業に参加するので、放牧に取り組む場合は120日/頭の放牧を実施する必要があります(満7か月齢以上の牛を対象に、預託放牧も可能)。	乳用育成 牛

番号	問い	答え	備考
<b>【基本2. 飼料作物の不耕起栽培】</b>			
問124 新	エコ酪事業との違いは何ですか。	永年生飼料作物の不耕起栽培について、簡易更新による播種する面積を「2割以上」から「1割以上」に変更としています。	変更内容
問125	不耕起栽培の実施において、単年生飼料作物の5割以上及び永年生飼料作物の1割以上とあるが、両方を作付けているときは、両方もそれを満たす必要があるという意味ですか。また、片方のみ栽培する場合は、いずれか一方を満たせばよいのですか。	単年生飼料作物と永年生飼料作物の両方を作付けているときは、両方（単年生飼料作物の5割以上及び永年生飼料作物の1割以上）とも満たす必要があります。 なお、単年生飼料作物と永年生飼料作物のいずれかでを行う場合は、実施する作物の作付面積が飼料作物作付地の8割以上あることが必要となります。	不耕起栽培要件
問126	事業実施年度内の秋に、デントコーンを収穫した後に飼料用麦などを不耕起栽培しても、要件を満たしていることとなりますか。	満たしていることとなります。	不耕起栽培要件
問127	「不耕起栽培」とは何ですか。	飼料作物の播種に当たり、前作付作物収穫後に耕起（深耕）を行わず、土壌に切り込みをいれたり、表面を攪拌した場所に播種する栽培を言います。	不耕起栽培定義
問128 新	15センチ位のプラウ作業をした後、ツメ、ロータリー、ディスクによる整地作業をすることは、不耕起栽培として認められますか。	問127の通り、「不耕起栽培」とは前作付作物収穫後に農地を耕起（深耕）せず、表面を攪拌したり、切れ込みを入れたのち、播種、施肥を行う栽培方法です。 攪拌は、ロータリハローやデスクハローを使用し、深さ15cm程度の土壌表面を攪拌する作業を想定しており、同程度の深さの耕起、整地であれば、不耕起栽培とみなします。	不耕起栽培定義
問129	「簡易更新」とは何ですか。	播種牧草の発芽・定着を図るために、簡易な土壌処理等をして播種する方法です。表層攪拌法や作溝法、不耕起法など様々な方法があるため、普及センターの指導やマニュアル等を参考に適切な方法で実施して下さい。	簡易更新
問130 新	取組メニューを不耕起栽培に変更する場合、前年の作物収穫後に耕起したとしても事業実施年度に不耕起栽培を行えば対象となりますか。	これまでのエコ酪事業では、前年秋に農作物を収穫した後すぐに耕起し、翌事業実施年度春に再耕起しないで飼料作物を作付けする場合は、不耕起栽培の取組として認めてきませんでした。しかしながら、事業年度を跨いだ取組の実施が必要となるため、令和4年度から期間の取り方を変更し、他の取組と同様に当該年度内の取組とすることとし、耕起せずに飼料作物を作付け・収穫した後、翌年の作付けまで耕起しないことを不耕起栽培の考え方とします。なお、この考え方においても温室効果ガスの排出抑制効果は変わりません。	時期
問131 新	耕起していないという証明のため、各圃場の写真を残しておく必要はありますか。	不耕起栽培の実施状況の確認は、作業日誌や写真で行うため、写真を残しておく必要があります。	記録
問132 新	不耕起栽培を飼料作物作付面積の5割以上で取り組む場合、二期作、二毛作の2作目も含まれますか。	不耕起栽培の作付面積には、二期作、二毛作の2作目の面積をカウントした上で、5割以上で取り組む必要があります。	不耕起栽培面積



番号	問い	答え	備考
<b>【基本3. 消化液の利用】</b>			
問133 新	エコ酪事業との違いは何ですか。	変更はありません。	変更内容
問134	メタン発酵処理施設の消化液について、外部から購入した消化液の利用でも認められますか。	外部からの購入も可能です。	外部購入
問135	消化液利用の使用条件はありますか。施肥設計等は必要ですか。	成分分析した消化液を飼料作物作付面積の5割以上に散布する必要がありますが、散布量については事業上の制約はありません。施肥設計までは義務づけていません。	使用条件
問136	消化液を農地還元するにあたり、他に選択できるメニューはありますか。	温室効果ガスの削減のほか、スラリー等の土中施用のメニューも選択できます。	農地還元
問137 新	消化液を土中施用した場合、2つの取組をクリアしたと見なしていいですか。	消化液を土中施用した場合は、「消化液の利用」と「スラリー等の土中施用」の2つの取組の要件をクリアしたのものとして構いません。	消化液の土中施用

番号	問い	答え	備考
<b>【基本4. 化学肥料利用量の削減】</b>			
問138 新	エコ酪事業との違いは何ですか。	牧草を作付けする場合に、「無化学肥料栽培を実施すること」から「化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること」に変更しています。	変更内容
問139	化学肥料以外に使用できる市販されている肥料は、どのようなものがありますか。	「有機農産物の日本農林規格」別表1に掲げる「肥料及び土壌改良材」は、本事業における「化学肥料」には該当しないので、使用することは可能です。	化学肥料種類
問140	草地更新をした面積は、やむを得ず化学肥料を使用する場合の2割から除外されますか。	事業の交付金の交付対象となる飼料作物作付地の面積（2作目の面積は含まない。）の2割以内に、草地更新以外の理由でやむを得ず化学肥料を使用することが認められています。 草地更新と併せて草地更新以外の理由で化学肥料を使う必要がある場合は、草地更新をした面積を含み2割を計算して下さい。その上で、それぞれの面積で化学肥料を使用して下さい	草地更新
問141	簡易更新は草地更新に含まれますか。	含まれます。単なる除草ではなく、草地の植生を改善し、生産性を回復するためにまとまった面積に対して耕起や播種等を行うことを想定しており、更新の方法については、特段の定めはありません。	簡易更新
問142	「やむを得ず化学肥料を使用する場合」とはどのようなことですか。	草地更新以外の理由で、普及員、農協の指導員の助言等により、化学肥料を使用した場合になります。なお、普及員や農協の指導員からの助言を受けたことがわかる資料を用意する必要があります。	化学肥料使用条件
問143	やむを得ず化学肥料を使用する場合の普及員の助言については、全ての事業参加者の相談に対応することは難しいことから、例えばJA等の地域の関係者が参画し、営農技術等の打合せを行う場でJAから営農技術の相談があった際に、普及員から基本的な営農技術として助言等を行う場合、「化学肥料の使用がやむを得ない場合」とみなしていいですか。	JA等の地域の関係者が参画し、営農技術や農業推進方針等を打ち合わせる場において、JAからの照会に対して普及員が具体的な助言等を行い、これが議事録として記録・保管されるとともに、その助言等の内容が文書により地域の生産者に広く周知される場合は、「やむを得ない場合」として認めることとします。	化学肥料使用条件
問144	化学肥料の削減の基準となる地域の慣行基準とはどのようなものですか。	基本的に、化学肥料の窒素成分量の合計について、都道府県が地域の施肥の実態を踏まえて品目ごとに設定（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定）したものです。 また、都道府県は、慣行基準に基づく化学肥料の使用量削減の方法を策定して下さい。都道府県は化学肥料使用量の、慣行基準及び削減の方法を策定又は変更した際は、その内容の公表をして下さい。既に設定・公表しているものがある場合は、それを用いても構いません。	慣行基準
問145	慣行基準の公表や、化学肥料使用量の削減方法の公表はどのように行うのですか。	関係機関や酪農経営に広く周知することができる手段であれば、どのような方法でも構いません。	慣行基準
問146	既に慣行基準や削減方法を定めている場合は、それを用いてもいいですか。	既に都道府県によって策定されている慣行基準や削減方法がある場合は、それを用いて構いません。ただし、関係機関や酪農経営に広く周知する必要があります。	慣行基準
問147	デントコーン等で取組を行っている場合において、無化学肥料に取り組んでいても慣行基準の準備が必要ですか。	無化学肥料栽培の場合は3割以上削減していることは明らかであるため、慣行基準の提出や保存を省略しても構いません。	慣行基準

番号	問い	答え	備考
<b>【特認 1. 国産副産物の利用促進】</b>			
問148 新	エコ酪事業との違いは何ですか。	変更はありません。	変更内容
問149	副産物とはどのようなものを想定しているのですか。	土壌改良材（石灰質資材）として利用する場合、地域内の産業の副産物である、ライムケーキやホタテ貝殻、カキ殻等を想定しています。経年草地におけるマメ科牧草の維持等の植生改善を図るため、飼料作付地の面積（2作目の面積は含まない。）の2割以上において、副産物を施肥に併せて施用することが必要です。その他の副産物の使用を検討する場合は、事前に各都道府県協議会を通じて相談して下さい。なお、各都道府県外からの副産物を利用する場合は本取組の対象となりません。 飼料の原料として利用する場合、品目による指定はなく、国産農産物を耕種農家等から直接入手して利用することが要件となります。	副産物
問150	土壌改良材について散布量に規定はありますか。	散布量の規定はありませんが、土壌分析結果を参考に適切に実施して下さい。	土壌改良材
問151	土壌分析はどのような項目を分析すればいいのですか。	pHの確認が主な目的ですが、副産物には栄養成分も含まれ、その他の肥料とあわせて適正な施肥が望ましいことから、pH、リン酸、カリウム、マグネシウム、カルシウムが最低限必要な分析項目とします。	土壌分析項目
問152	都道府県知事による計量証明事業者の登録を受けていない者が土壌分析を行っても構いませんか。	本事業においては、土壌分析の目的が施肥設計であり、計量法第107条に基づく都道府県知事の登録を受けていない事業者の行う土壌分析に基づく分析値を記載した土壌分析結果報告書等を提出することが可能です。（「農業分野の土壌分析がほお事業等の要件又は補助対象となっている場合の取扱いについて」（平成29年4月1日付け28生産第2027号他生産局総務課長他8課長通知）による。） なお、「農業分野の土壌分析が補助事業等の要件又は補助対象となっている場合の取扱いについて」（平成26年2月26日付け25生産第3105号他生産局総務課長他7課長通知）において、土壌中の物質の濃度の分析値を記載せずとも分析の目的が達成されるものと整理しており、引き続き、分析値を記載しない土壌分析結果報告書等を提出することも可能です。	土壌分析
問153	どのような場合に、計量証明事業者の登録を受けていない者による土壌分析での対応が可能ですか。	土壌分析の結果として、土壌中の物質の濃度の分析値を記載した場合等は、計量法に基づく計量証明事業に該当することから、計量証明事業者の登録を受けた者により土壌分析が行われる必要があります。 しかしながら、土壌中の物質の濃度の分析値が記載されていない土壌分析報告書等による対応が可能な場合や、土壌中の物質の濃度の分析値を記載する必要があっても施肥設計を目的としている場合は、計量証明事業者の登録を受けていない者による土壌分析での対応が可能です。	土壌分析
問154	計量証明事業者の登録を受けていない者が発行した土壌分析結果報告書等に、濃度の分析値の記載があった場合、確認書類としていいのですか。	計量証明事業者の登録を受けていない者が発行した土壌分析結果報告書に分析値が記載されていた場合についても、確認書類として認めます。	土壌分析報告書
問155	以前に提出された土壌分析結果報告書の取扱いはどうなるのですか。	過去の土壌分析結果報告書等を出し直させる等の対応は必要ありません。	土壌分析報告書
問156	牧草以外の飼料作物の作付地での散布は認められないのですか。	牧草以外の飼料作物の作付地への散布も対象となります。	牧草以外

番号	問い	答え	備考
問157	施肥設計に基づき散布した結果、散布対象面積が飼料作物作付地の面積の2割未満となった場合、取組を実施したと認められますか。	認められません。	散布面積
問158	魚粕と牛糞を混ぜて製造した肥料を施肥することは、本取組として認められますか。	土壌改良材は石灰質資材に限定しており、対象外となります。	魚粕と牛糞
問159	不整形野菜については、耕種農家は農協等による共同選別出荷がほとんどなので、個別に耕種農家との契約ができないが、選果場から入手してもいいですか。	耕種農家等には、選果場も含まる。飼料に調製されたものでなければ、農協から入手しても問題ありません。本メニューは、飼料供給を業としている会社等からの飼料購入という一般的な行為に支援はせず、酪農家自らの努力によって副産物利用の推進を図る取組へ支援するものです。	不整形野菜
問160	不整形野菜を耕種農家等と直接契約した場合、年間12トンの確認方法はどのように行うのですか。	原則、有価で取引しているため、売買契約書や領収書での確認を基本とします。それらには重量を記載して下さい。売買契約書等の内容について証明するための追加書類は原則必要ありません。	不整形野菜
問161	飼料原料として利用する場合の国産副産物の対象とならない一次加工の基準は何ですか。	機械を使った乾燥や粉碎、圧ぺん等（例えば、焼酎粕濃縮液など脱水・圧縮等）に加え、乳酸菌や水分調整資材等の化学的調整等の加工がされたものの利用は対象外となります。 なお、食品として出荷することに伴う加工（野菜の洗浄、搾油など）を受けたものや機械を使わない加工（天日干しなど）は事業の対象となります。	一次加工
問162	町の小規模の豆腐屋等を除き、焼酎粕や醤油粕等は、自社の子会社等を通じて販売しており、直接販売されていることは稀です。本事業の要件が国産副産物利用の実態に合っていないのではないですか。	本メニューの目的は、エコフィード会社等のカバーしていない地域・業種等についても、酪農家の努力によって国産飼料としての活用を進めることで、輸入飼料の削減を図るものです。	一次加工
問163	国産農産物に限定し、排出元が全く加工せず、酪農家が直接購入し給与する、というのは現実的ではありません。排出元における「腐敗防止等の一次処理」を認められませんか。	自給率の向上は我が国の農政の主要課題であるため、国産の農水産品に限定しています。自然乾燥は問題ないが、機械を使った乾燥や粉碎、圧ぺん等の一次処理されたものの利用は対象外と提案す。なお、ホエー、豆腐粕など既に酪農家自らが入手して利用している事例もあります。	一次加工
問164	複合経営者が野菜等の残さを自家利用する場合は、取組を行ったと認められますか。	認められます。重量を含めて利用の記録を残しておいて下さい。	一次加工
問165	飼料用として副産物を利用する場合、取組実施の確認に際しどのような書類が必要ですか。（副産物の写真、購入伝票、飼料設計に関する文書など）	購入伝票、給餌記録等であり、できる限り客観的に証明できるよう努めて下さい。	確認書類

番号	問い	答え	備考
<b>【特認2. スラリー等の土中施用】</b>			
問166 新	エコ酪事業との違いは何ですか。	変更はありません。	変更内容
問167	スラリー等とは何ですか。	ふん・尿混合の液肥、固液分離後の液肥、メタン発酵消化液等液状のものをいいます。	スラリー定義
問168	土中施用とは何ですか。	インジェクターによる土壌注入のほか、ハロー等で土壌に切り込みや窪地を造り、そこにスラリー等を流し込んだ後に鎮圧等を行う方法をいいます。なお、一連の作業は環境負荷軽減効果を高めるため、時間を空けないようにする必要があります。	土中施用定義
問169	スラリー等の散布の時期と作付けの関係はどうなりますか。	事業実施年度（単年度）内であれば、いつ散布してもいいですが、スラリー等の散布に効果がある時期に散布して下さい。	散布時期

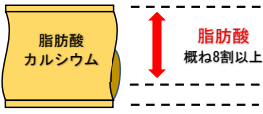


番号	問い	答え	備考
<b>【特認3. 農薬使用量の削減】</b>			
問170新	エコ酪事業との違いは何ですか。	変更はありません。	変更内容
問171	無農薬栽培とは何ですか。	農薬（化学的に合成された殺虫剤、殺菌剤、除草剤等を言う。）を散布しないで栽培することをいいます。 なお、「有機農産物の日本農林規格」別表2に掲げる農薬は本事業における農薬には該当しないため使用可能です。	無農薬栽培定義
問172	無農薬の取組はどのように確認すればいいですか。	作業日誌等により確認して下さい。	確認書類
問173	草地更新をした面積は、やむを得ず農薬を使用する場合の2割から除外されますか。	事業の交付金の交付対象となる飼料作付地の面積全体の2割以内に、草地更新以外の理由でやむを得ず農薬を使用することを認めています。 なお、草地更新をした面積であっても、草地更新以外の理由で農薬を使用した場合は2割以内の面積に含むこととします。	草地更新
問174	簡易更新は草地更新に含まれますか。	【問138再掲】 含まれます。単なる除草ではなく、草地の植生を改善し、生産性を回復するためにまとまった面積に対して耕起や播種等を行うことを想定しており、更新の方法については、特段の定めはありません。	簡易更新
問176	「やむを得ず農薬を使用する場合」はどのようなことですか。	草地更新以外の理由で、①普及員、農協の指導員の助言等により、農薬を使用した場合、②予期せぬ害虫、雑草の大量発生等により農薬を使用した場合です。なお、普及員や農協の指導員からの助言を受けたことがわかる資料を用意して下さい。	農薬使用条件
問177	やむを得ず農薬を使用する場合の普及員の助言については、全ての事業参加者の相談に対応することは難しいことから、例えばJA等の地域の関係者が参画し、営農技術等の打合せを行う場でJAから営農技術の相談があった際に、普及員から基本的な営農技術として助言等を行う場合、「農薬の使用がやむを得ない場合」とみなしていいですか。	【問141再掲】 JA等の地域の関係者が参画し、営農技術や農業推進方針等を打ち合わせる場において、JAからの照会に対して普及員が具体的な助言等を行い、これが議事録として記録・保管されるとともに、その助言等の内容が文書により地域の生産者に広く周知される場合は、「やむを得ない場合」として認めることとします。	農薬使用条件
問178	農薬は種類に関係なく全く使ってはダメなのですか。	「有機農産物の日本農林規格」別表2に掲げる「農薬」は本事業における「農薬」には該当しないので使用可能です。	農薬種類
問179	農薬使用量の削減の基準となる地域の慣行基準とはどのようなものですか。	基本的に、農薬については化学合成農薬の有効成分量について、都道府県が地域の防除の実態を踏まえて品目ごとに設定（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定）したのになります。 また、都道府県は、慣行基準に基づく農薬の使用量削減の方法を策定して下さい。都道府県は農薬の使用量の、慣行基準及び削減の方法を策定又は変更した際は、その内容を公表して下さい。既に設定・公表しているものがある場合は、それを用いても構いません。	慣行基準
問180	慣行基準の公表や、農薬使用量の削減方法の公表はどのように行うのですか。	関係機関や酪農経営に広く周知することができる手段であれば、どのような方法でも構いません。	慣行基準
問181	既に慣行基準や削減方法を定めている場合は、それを用いてもいいですか。	既に都道府県によって策定されている慣行基準や削減方法がある場合は、それを用いて構いません。ただし、関係機関や酪農経営に広く周知する必要があります。	慣行基準

番号	問い	答え	備考
問182	農薬の慣行基準を有効成分の使用回数で設定している場合はどのように扱えばよいのですか。	回数であっても対象となります。ただし、削減量は3割程度以上となるので注意して下さい。（例えば、慣行基準が3回の場合は1回以上削減だが、5回の場合は2回以上削減。）	慣行基準
問183 新	散布する面積を減らすことで3割程度以上削減としてもいいですか。	農薬を散布する面積を減らし、飼料作物作付延べ面積で農薬の使用量を3割程度以上削減することにより、経営単位で削減することも可とします。	農薬散布面積
問184 新	農薬の使用量に幅がある場合は、どのようにすればいいのですか。	地域の慣行基準に削減方法等が明記されていれば、その基準に従って削減することとなります。農薬の使用量等に幅がある場合は、その中央値を基準に削減する量を判断することとなります。	農薬削減方法
問185	デントコーン等で取組を行っている場合において、無農薬栽培に取り組んでいても慣行基準の準備が必要ですか。	無農薬栽培の場合は3割以上削減していることは明らかであるため、慣行基準の提出や保存を省略しても構いません。	慣行基準
問186 新	無農薬であることを作業日誌等に記録し、確認することになっていますが、栽培履歴（OCR 帳票等）への記録でもいいですか。	当該のほ場が特定され、無農薬である取組等が分かる記録となっていれば、栽培履歴（OCR帳票等）を確認記録として取扱うことは可能です。	栽培履歴

番号	問い	答え	備考
<b>【特認4. 草地のピンポイント更新技術の活用】</b>			
問187 新	飼料作物作付面積の2割以上を解析とありますが、解析は具体的にどのようなものですか。	植物体の光反射特性を活用し、牧草や雑草の生育情報（植生）を把握、分析するものです。	植生解析
問188 新	ドローンを活用した植生解析を飼料作物作付面積の2割以上で実施しましたが、分析の結果、除草面積は飼料作物作付面積は2割未満となりました。この場合の交付対象面積はどうなるのですか。	除草面積は要件としていないため、植生解析を飼料作物作付面積の2割以上で実施していれば、飼料作物作付面積すべてが交付対象となります。 例えば、分析の結果、施肥等が不要と判断されたとしても飼料作物作付面積すべてが交付対象となりますが、判断に至った経緯については、残しておいて下さい。（問189参照）	ピンポイント要件
問189 新	ドローン等による植生解析は、自身で行わなければなりませんか。	植生解析は、外部業者に委託し植生分析を実施することを基本とします。その際、植生解析を依頼した面積が分かる契約内容や領収書等を証拠書類として整備して下さい。但し自身で植生解析を実施することが可能な場合は、解析データを証拠書類として整備する必要があります。	植生解析
問190 新	「ドローン等」の「等」は何を想定していますか。	人工衛星、カメラ、解析用PC、ソフトなど植生解析を行えるものを想定しています。	ドローン等
問191 新	ピンポイント除草や施肥は、ドローンを活用しなければなりませんか。	ドローンによりピンポイントで農薬散布や施肥を実施することを想定しています。ただし、広範囲に散布が必要などの理由によりドローン等を用いることが困難な場合は、ブームスプレーヤーなどによる直接散布でもかまいません。また、バギーを利用する方法も考えられます。	ピンポイント要件

番号	問い	答え	備考
<b>【C. 有機飼料の生産】</b>			
問193 新	エコ酪事業との違いは何ですか。	変更はありません。	変更内容
問194	有機飼料生産の取組についての現地確認においては、認証機関が証する書類の他に確認すべきことはありますか。	有機飼料生産面積に対して交付金を交付するため、取組を実施している圃場を明確にする必要があることから、作業日誌等により確認して下さい。	確認書類
問195	申請後、事業実施年度内に有機JASの認証が受けられれば交付対象となりますか。	年度内に認証が受けられれば交付対象となりますが、認証取得後、年度内に現地確認や交付決定等を行う必要があります。なお、有機JASは、条件に適合していれば、過去の取組分についてもさかのぼって認証できると担当部署から聞いています。	有機JAS 認証
問196	いつの時点の書類を確認すればいいですか。	現地確認を実施する時点で直近の書類を確認して下さい。なお、有機認証の条件として概ね1年に1回の年次調査を受ける必要があることから、書類の日付が1年以上前のものである場合は年次調査の実施状況または実施予定も併せて確認して下さい。	確認書類

番号	問い	答え	備考
<b>【D. 不飽和脂肪酸カルシウムの給与】</b>			
問198 新	エコ酪事業との違いは何ですか。	<p>交付金単価について、2,000円/頭に変更となっています。なお、交付金上限は1経営体当たり100頭を上限とし、交付期間は1年限りとなります。</p> <p>令和3年度のエコ酪事業で不飽和脂肪酸カルシウム給与の取組を選択した者は対象外となります。</p>	変更内容
問199	脂肪酸カルシウムを主成分とする飼料とはどのようなものですか。	<p>脂肪酸カルシウムを主成分とする飼料は、「脂肪酸カルシウム飼料」であって、脂肪酸を概ね8割以上含むものとし（脂肪酸については、飽和でも不飽和でもどちらでも可）。</p> <p>また、脂肪酸カルシウム飼料を購入、使用する際には、脂肪酸を概ね8割以上含んでいることを成分表示や飼料会社への問い合わせ等で確認して下さい。</p> <p>なお、脂肪酸カルシウムではないバイパス油脂製剤は事業の対象とはなりません。</p> <p>【構成図】脂肪酸カルシウムを主成分とする飼料</p> 	脂肪酸カルシウム飼料
問200	全ての経産牛に年間10kg以上給与する必要がありますか。導入や淘汰により10kg以上給与できていない牛がいた場合は対象にならないのですか。	<p>事業実施年度において、平均して経産牛1頭あたり年間10kg相当以上を給与すれば対象となります。そのため、年度途中で牛の更新等をした場合でも、年間を通して牛群に対し給与計画に従い給与していれば対象となります。現地確認の際は、1頭あたり年間10kg以上給与する計画となっており、それを実践していること、また各年度の4月1日現在の経産牛頭数及び給与計画に見合った飼料を購入等により確保していることを確認することが必要となります。</p>	給与量
問201	1頭ずつの給与量を確認する必要がありますか。	<p>平均して1頭あたり年間10kg以上給与すれば対象になります。現地確認の際は、給与計画や作業日誌等で牛群に十分量の飼料を給与していることを確認して下さい。</p>	給与量
問202	TMRとして脂肪酸カルシウムを配合した飼料を給与しても対象になりますか。	<p>脂肪酸カルシウムを主成分とする飼料を自身で購入し、自場等でTMRに混ぜる場合は対象となります。一方、脂肪酸カルシウムを含むTMR飼料や配合飼料を購入して給与する場合は対象になりません。</p> <p>脂肪酸カルシウムの給与に当たっては、養分要求量に注意する必要があるほか、乳脂肪中の多価不飽和脂肪酸等により生乳に異常風味（自発性酸化臭）が生じる可能性があるとの報告があることから、牛個体や乳質の状態に応じて給与量や給与方法に柔軟に対応できるよう、脂肪酸カルシウムを主成分とする飼料を自場で調整して給与する取組を対象とするものです。</p>	TMR
問203	給与計画はどのように作成すればいいですか。	<p>経産牛のステージ毎の給与量や給与方法を記載したものを作成して下さい。これらの事項が分かれば、各場の既存の給与マニュアル等を改訂したものでも構いません。</p> <p>なお、脂肪酸カルシウムの給与に当たっては、養分要求量等に注意する必要があることから、給与計画作成に当たっては、牛個体や乳質に影響が出ないよう飼料メーカー等とよく相談して下さい。特に、乳脂肪中の多価不飽和脂肪酸等により生乳に異常風味（自発性酸化臭）が生じる可能性があるとの報告があるため、給与に当たっては十分注意して下さい。</p>	給与計画
問204	給与計画はいつまでに作成すればいいのですか。	<p>事業年度において計画的に給与する必要があることから、事業年度開始時点で給与計画を作成しておく必要があります。</p>	給与計画
問205	事業年度の途中で給与計画を変更してもいいのですか。	<p>給与計画は適宜見直して構いません。ただし、現地確認後に給与計画を変更して給与量を削減した場合は、その都度協議会等で要件を満たしているか確認して下さい。</p>	給与計画



番号	問い	答え	備考
問206 新	不飽和脂肪酸カルシウムの給与を酪農のみを対象としている理由は何ですか。	乳用牛へ脂肪酸カルシウムを給与することにより異常風味が生じる可能性があるとの報告もあることから、温室効果ガス排出削減効果があっても利用が進まないことも考えられます。このため、飼養管理をしっかりとしながら給与をしてもらう取組を進めるため、関係者からの指導を踏まえ試験的に給与することとし、酪農のみ1年に限り支援するものです。	不飽和脂肪酸Ca

番号	問い	答え	備考
<b>VI 事業申請手続き</b>			
問208 新	申請者は申請先を選択できますか。	酪農はこれまで通り協議会経由で、肉用牛は個人申請を基本とします。ただし肉用牛で協議会を立ち上げることは可能です。	申請先
問209 新	電子申請において、パソコン環境がないなどの理由で、農家がeMAFFを使えない場合はどのようにするのですか。	令和4年度以降の事業申請は、原則、電子申請にて行っていただきます。電子申請は、パソコンからだけでなくスマートフォンからも申請することが可能です。パソコン等に不慣れな場合は、親族等に申請をサポートしてもらうなどの対応をお願いします。	電子申請
問210	事業参加申込書が届く前に家畜改良センターに対象牛となる頭数等の照会をかけてもいいですか。	事業参加予定者から参加申込書の提出に先立ち、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第6条に係る私の情報の取得、加工、第三者への提供その他の取扱いをすることについての同意を書面で取得し、予め対象牛の頭数等の照会をかけても差し支えありません。 ただし、事前の同意をしないことを理由に参加申込への排除はしないで下さい。	参加申込書
問211	交付金の振込口座名義と事業参加者の名義は一致しなければなりませんか。	事務処理の混乱のないよう、振込口座名義は事業参加者名義と原則一致させて下さい。やむを得ない事情があつて異なる名義の口座を使わなければならない場合には、交付金交付先情報の欄に口座の名義を記載して下さい。	名義
問212	申請内容に変更があつた場合、どのような手続きを行えばいいですか。	参加申込等の内容に変更があつた場合、eMAFFから申請内容の変更手続きを行うことが可能です。その際、変更履歴は、全て記録されることとなります。	変更手続き
問213 新	直接申請の場合、酪農経営整理番号の付与をどうすればよいですか。	エコ畜事業では酪農経営整理番号は使用せず、経営者ID（eMAFFのID取得時に自動的に付与される）を使用します。エコ畜事業では申請パターンが、①eMAFF（協議会経由）②eMAFF（直接）③書面申請の3通りとなり、経営者IDで管理します。	経営者ID
問214 新	書類申請は可能ですか。	eMAFFによる申請を原則としており、eMAFFによる申請をお願いします。	書類申請

番号	問い	答え	備考
<b>Ⅶ 事業実施体制</b>			
問216	エコ酪事業からの事業実施体制に変更はありますか。	これまで都道府県協議会が事業実施主体となり事業推進体制を構築し、書面による申請手続きを行ってききましたが、エコ畜事業においては、eMAFFによる電子申請を導入し、電子申請による各種手続きを実施することとしています。酪農においては、都道府県協議会による事業推進体制は引き続き維持しますが、肉用牛は、個人による電子申請を基本とします。ただし、肉用牛において協議会を設置することは可能です。	実施体制
問217	都道府県協議会等から農協等へ事務委託する理由は何ですか。	都道府県ごとに設置される都道府県協議会等だけでは申請受付や現地確認などの推進事務を実施することは困難であることから、個々の酪農・肉用牛経営者等に対して濃密な指導・助言をしている農協等が一部の事務を行うことが、最も効率的と判断したところです。	事務委託
問218	都道府県協議会が農協等へ委託する事務の内容は何ですか。	農協等へ委託する内容は、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅡの第1の1に規定しています。具体的には次のとおりです。 (1) 事業参加申込者等に対する助言・指導 (2) 事業参加申込者への事業参加申込書等の申請手続支援 (3) 飼料作物作付面積及び温室効果ガス排出削減の取組の現地確認等 (4) 温室効果ガス排出削減に資する取組による効果の検証の実施及び検証結果の報告 (6) その他の事業の推進に必要な業務	事務委託
問219	都道府県協議会の構成員、事務局はどのようなものですか。	都道府県協議会の構成員、事務局については、推進事業の適正執行、適切な補助金の管理等が行えることに留意し、各都道府県の実情に即して設置することが必要となります。	協議会
問220	都道府県協議会を設立する際には、地方農政局等に対して設立の承認申請をする必要がありますか。	都道府県協議会の設立時に地方農政局等へ承認申請をする必要はありませんが、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅡの第2の2の推進事業実施計画の認定申請を審査する際に、地方農政局が事業実施主体について、併せて確認することになります。	協議会
問221	都道府県協議会で備えるべき規程は何ですか。	都道府県協議会の運営等を適正に行うために必要な規程として、次のような規程が考えられますが、具体的には各協議会で検討の上、総会で議決を得る必要があります。 (1) 協議会規約 (2) 事務処理規程 (3) 会計処理規程 (4) 文書取扱規程 (5) 公印取扱規程 (6) 内部監査実施規程 (7) 業務方法書	協議会の規定
問222	都道府県協議会の規程を定める際や変更する際には、地方農政局長等に対して変更の承認申請をする必要がありますか。	業務方法書については、持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅡの第2の1により、地方農政局長等に対し承認を得る必要があります。その他の規程については、特に承認申請等を行う必要はありませんが、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱第7の交付申請書に添付して提出する必要があり、また、必要に応じて地方農政局等が提出を求める場合等に提示できるよう、適切に保管しておく必要があります。	協議会の規定
問223	新たに都道府県協議会を設立するのではなく、他の既存の協議会を活用してもいいですか。	構いません。ただし、既存の協議会を活用する場合には、新たに環境負荷軽減型持続的生産支援推進事業を実施するための体制等を整えることが必要となります。	協議会

番号	問い	答え	備考
問224	持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のⅠの第6の1の(3)により都道府県協議会が都道府県知事と参加申込書総括表をもって協議する理由は何ですか。	各都道府県においては、管内での事業実施方向が、都道府県酪肉近方針等の酪農・肉用牛の振興方針に沿ったものであることを確認するほか、家畜排せつ物の管理状況及び環境関係法令の罰則の有無等を確認する必要があるからです。	協議会
問225 新	県協議は引き続き行うのですか。直接申請分については農政局で総括表を作成して県に協議を依頼するのですか。	県への協議については、これまで協議会が行ってきましたが、肉用牛の個人申請もあることから、協議会を介した申請も含め農政局から県に協議を実施することとなり、協議会からは実施しないこととします。 なお、協議の内容はこれまでどおり、環境法令の順守や申告内容の誤り等について協議を行うこととなります。	協議
問226 新	農政局等による事後確認は、どのような場合を想定しているのですか。	申請内容に疑義が生じた場合を想定していますが、それとは別に管内で数件の事後確認をお願いします。	事後確認